

秋田県下水道管路等包括管理業務委託
入札公告

令和7年2月

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

○秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 2 月 25 日

秋田県知事 佐竹 敬久

1. 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委 託 名 | 秋田県下水道管路等包括管理業務委託 |
| (2) 委託対象 | 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設
男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村（以下「関連市町村」という。）が所管している公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール形式ポンプ場 |
| (3) 委託期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委託概要 | 仕様書のとおり |
| (5) 予定価格 | 185,295,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）
令和 7 年度 94,721,000 円（支払限度額）
令和 8 年度 90,574,000 円（支払予定額） |

2. 参加者の構成

参加者の構成は次のとおりとする。

- ① 参加者は、複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体は、本入札公告の別添「秋田県下水道管路等包括管理業務委託共同企業体取扱要綱」に示す取扱いとする。

3. 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する要件

- ① 共同企業体の代表者は秋田県建設業者等級格付名簿に登載されている者であること。
- ② 共同企業体の代表者は同種業務ア又は同種業務イのいずれかの元請けとしての実績を有している者であること。かつ、共同企業体の構成員の実績をもって、同種業務ア及び同種業務イの両方の要件を満たすこと。なお、有効期間は設けない。

【同種業務ア】下水道管路施設の点検又は調査業務

【同種業務イ】下水道又は集落排水施設のマンホール形式ポンプ場の保守点検業務

- ③ 管路施設維持管理業務及びマンホール形式ポンプ場維持管理業務を実施できる資機材を保有すること。

- ④ 入札参加資格確認申請書の提出時に、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 22 条第 2 項及び下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 各号に定める資格を保有している者を現場代理人として配置できること。
 - ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること。
 - ⑥ 浄化槽法（昭和 58 年法律 43 号）第 48 条第 1 項及び秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年秋田県条例第 33 号）に基づく秋田県浄化槽保守点検業者登録許可を受けていること。
 - ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可（許可産業廃棄物種類「汚泥」）を受けていること。
- (2) 共同企業体のすべての構成員に必要な条件
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
 - ③ 臨海処理区内（秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）のいずれかの市町村に本社を有している者であること。
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生計画を認可された者を含む）であること。
 - ⑤ 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
 - ⑥ 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

4. 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次により提出しなければならない。
- ① 提出書類等
- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
 - イ 共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）
 - ウ 共同企業体協定書（様式第 3 号）
 - エ 同種業務の実績ア及びイ（様式第 4－1 号及び第 4－2 号）及びその添付書類
 - オ 保有資機材の状況（様式第 5 号）
 - カ 現場代理人の経歴・資格（様式第 6 号）
 - キ 産業廃棄物収集運搬業許可証及び浄化槽保守点検業者登録許可証の写し

②提出期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月14日（金）まで。ただし、秋田県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③提出時間

午前9時から午後5時まで

④提出場所

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

⑤提出部数

1部

⑥入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5. 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、契約書案及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）については、令和7年2月25日（火）から令和7年3月17日（月）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

なお、本委託に係る契約書については、秋田県が関連市町村を代表して締結するものとする。

6. 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和7年3月6日（木）午後5時までに秋田県知事に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年3月10日（月）午後5時までに秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）第 160 条から第 163 条の規定による。
ただし、入札保証金の免除を申請する場合は、令和 7 年 3 月 13 日（木）午後 5 時までに
「入札保証金免除申請書」（様式第 7 号）を提出すること。

(2) 契約保証金

秋田県財務規則第 177 条から第 179 条の規定による。

8. 入札書等の提出等

(1) 提出方法

4. により入札参加資格確認申請書を提出した者は、(2) で定める入札執行の日時及び
場所に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札及び開札の日時

令和 7 年 3 月 17 日（月）午後 1 時 30 分 秋田県庁 6 階 西会議室

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する
金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て
た金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札
書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札の提出に合わせて提出すること。

(5) その他

ア 入札執行回数は、2 回までとする。

イ 入札参加者が 1 者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が 2 者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1) の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。
- (3) (2) によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が 2 者以上である場合は(1) 後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2) の確認等を行うものとする。

- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に、秋田県知事に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち改札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11. その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を無断で公表又は使用することはない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、入札公告及び設計図書等を熟知し、入札説明書及び入札心得を遵守しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び秋田県財務規則等の定めるところによる。

12. 問い合わせ先

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

電 話 018-860-2461 (直通)

F A X 018-860-3813

電子メール gesuido@pref.akita.lg.jp

U R L <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14394>

13. 提出書類様式

様式第 1 号	: 競争入札参加資格確認申請書
様式第 2 号	: 共同企業体入札参加資格確認申請書
様式第 3 号	: 共同企業体協定書
様式第 4－1 号	: 同種業務 1（下水道管路施設の点検若しくは調査業務）の業務実績
様式第 4－2 号	: 同種業務 2（マンホールポンプ保守点検業務）の業務実績
様式第 5 号	: 保有資機材の状況
様式第 6 号	: 現場代理人の経歴・資格
様式第 7 号	: 入札保証金免除申請書
様式第 8 号	: 委任状
様式第 9 号	: 入札書
様式第 10 号	: 再入札書
様式第 11 号	: 入札辞退届

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

秋田県知事 様

住所
商号又は名称
代表者氏名

競争入札参加資格確認申請書

秋田県が調達する次の案件の委託契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、秋田県税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

委託業務名 秋田県下水道管路等包括管理業務委託

(様式第2号)

共同企業体入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

あて

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

秋田県が発注する下水道管路等包括管理業務（以下「業務」という。）の入札に参加したく、関係書類を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、この申請の日から存続期間が終了する日までの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委任事項

- 1 業務の遂行に関し、当企業体を代表して秋田県と折衝する権限
- 2 業務の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に係る一切の権限

使用印

(様式第3号)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、(業務名)業務(以下「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を(所在地)に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、(年 月 日)に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(所在地)(商号)(代表者氏名)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、秋田県と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、秋田県と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(業務分担)

第9条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名) (分担する業務名)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (分担する業務名)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (分担する業務名)

(運営委員会)

第10条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、(金融機関名)とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、秋田県及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第17条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残

存構成員のうちいずれかを代表とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 21 条 当企業体が解散した後においても、業務に契約不適合責任があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 22 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所在地)(商号)(代表者氏名)、他○名は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数+1通)を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、参加資格確認申請書に1通添付するものとする。

(年 月 日)

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

(様式第4-1号) 【同種業務ア】業務実績

下水道管路施設の点検又は調査業務の履行実績（有効期間を設けない）を記載すること。

なお、対象は参加資格確認申請書の提出期限までに完了している案件とし、最大5件とする。

商号又は名称：		
①	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
②	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
③	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
④	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
⑤	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	

※履行実績が確認できる契約書等の写しを添付すること
（必要に応じて仕様書等契約内容がわかる書類を求める場合があります。）
※構成員ごとに作成し記入すること。

(様式第4-2号) 【同種業務イ】業務実績

下水道又は集落排水のマンホール形式ポンプ場の保守点検業務の履行実績(有効期間を設けない)を記載すること。

なお、対象は参加資格確認申請書の提出期限までに完了している案件とし、最大5件とする。

商号又は名称：		
①	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
②	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
③	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
④	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	
⑤	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
	業 務 の 概 要	

※履行実績が確認できる契約書等の写しを添付すること

(必要に応じて仕様書等契約内容がわかる書類を求める場合があります。)

※構成員ごとに作成し記入すること。

(様式第 5 号) 保有資機材の状況

以下の業務遂行に必要となる資機材の保有状況を記載すること。保有資機材の台数については、企業ごとに記載すること。

機材名	用途	保有台数(企業名)	備考
高圧洗浄車	MPの保守点検業務や住民対応業務に際しての管路内洗浄等に使用		
管口カメラ	本管の管口カメラ点検に使用		
取付管用テレビカメラ	空気弁内調査および住民対応業務に際しての取付管内の確認作業に使用		
給水車	管路内洗浄等に用いる洗浄水の給水に使用		
吸泥車	堆積した汚泥等の清掃に使用		
作業車両	各種業務において使用		
酸素濃度等測定器	管路、マンホール内等の作業に際して使用		
発電機	点検業務、住民対応業務等に使用		
OA機器	提出書類の作成等に使用	記載不要	
その他必要なもの			

(様式第 6 号) 現場代理人の経歴・資格

令和 年 月 日現在

現場代理人氏名		生年月日	
現所属・役職名：		職種	
保有資格（資格の種類＜部門・分野＞、登録番号、取得年月日）			
資格の種類（部門・分野）	登録番号	取得年月日	
学歴			
職歴			実務経験年数 年
業務経歴 (年度) (業務) (担当) (発注者)			
関連務経験年月数： (下水道施設) 年 月, (類似施設) 年 月			

※添付資料 3 月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料

(様式第7号)

令和 年 月 日

(宛先)

秋田県知事 佐竹 敬久

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

入札保証金免除申請書

秋田県財務規則第162条第 号により、入札保証金の免除を申請します。

入札案件名 秋田県下水道管路等包括管理業務委託

担当者名

TEL

FAX

(様式第8号)

委任状

令和 年 月 日

(宛先)

契約担当者 秋田県知事 佐竹 敬久

住所
私は 氏名

代理人印

を代理人と定め

秋田県下水道管路等包括管理業務委託の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

委任者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

(様式第 9 号)

入札書

令和 年 月 日

(宛先)

契約担当者 秋田県知事 佐竹 敬久

代表者が入札 する 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	印
代理人が入札 する 場 合	代 理 人 氏 名	印
	委任者の商号 又 は 名 称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	秋田県下水道管路等包括管理業務委託
入 札 金 額	¥

※ 当該金額に 1 0 / 1 0 0 に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

(様式第 1 0 号)

再 入 札 書

令和 年 月 日

(宛先)

契約担当者 秋田県知事 佐竹 敬久

代表者が入札 する 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	印
代理人が入札 する 場 合	代 理 人 氏 名	印
	委任者の商号 又 は 名 称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	秋田県下水道管路等包括管理業務委託
入 札 金 額	¥

※ 当該金額に 1 0 / 1 0 0 に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事 佐竹 敬久

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

入 札 辞 退 届

次の入札案件について、入札を辞退します。

入札案件名 秋田県下水道管路等包括管理業務委託

参事兼課長		政策監		調整 T L		設備 T L		土木 T L		検 算		設 計		
令和7－8年度(債務負担) 秋田県下水道管路等包括管理業務委託														
業務委託費設計書														
業務委託番号														
路河川名／地区名 秋田県および関連市町村														
履 行 場 所 臨海処理区														
業 務 概 要												事業主体名	秋田県	
秋田県下水道管路等包括管理業務委託 1 式												履行期間	730日間	
												着手年月日	令和7年4月1日	
												完成年月日	令和9年3月31日	
												業務委託費	円	
												精算見込額	円	

業務委託費内訳書その1

工 種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1. 管路施設維持管理業務						
1) 直接作業費						
1)-1 点検工						
点検（管口カメラ）						
管口カメラ点検工		カ所	21		円	流域下水道内1号
管口カメラ点検工		カ所	286		円	市町村内1号
点検（入孔）						
入孔点検工	6m以下	カ所	116		円	流域下水道内2号
入孔点検工	6～10m	カ所	82		円	流域下水道内3号
入孔点検工	10m～	カ所	25		円	流域下水道内4号
点検（マンホール蓋）						
マンホール蓋点検工		カ所	286		円	市町村内5号
点検（仕切弁等）						
仕切弁等点検工		カ所	56		円	流域下水道内6号
調書類取りまとめ						
調書作成システム登録	管口カメラ点検工	カ所	21		円	流域下水道内7号
調書作成システム登録	入孔点検工	カ所	223		円	流域下水道内8号
調書作成システム登録	仕切弁等点検工	カ所	56		円	流域下水道内9号
調書作成システム登録	管口カメラ点検工	カ所	286		円	市町村内7号
調書作成システム登録	マンホール蓋点検工	カ所	286		円	市町村内10号
通報初動対応・非常時緊急対応						
住民対応等業務		回	32		円	2回/年 8自治体内11号
統括管理						
関係者協議資料作成及び調整		月	24		円	流域下水道内14号
	小計				円	
1)-2 管路施設小破修繕工						
小破修繕						
計画的修繕工（流域）	マンホール蓋取替等	式	1		円	流域下水道内15号
応急修繕工（流域）	漏水等応急対応	式	1		円	流域下水道内16号
	小計				円	

2)-1 共通仮設費（率計算） 点検工		%			円	
2)-2 共通仮設費（率計算） 管路施設小破修繕工		%			円	
3) 共通仮設費（積上げ）	交通整理員 （管ロカメラ点検、マンホール蓋調査）	人			円	点検 市町村
共通仮設費（積上げ）	交通整理員 （管ロカメラ点検+入孔点検+空気弁等点検）	人			円	点検 流域下水道
共通仮設費（積上げ）	安全費	日			円	内17号 流域下水道
共通仮設費計					円	
純工事費					円	
4) 現場管理費		%			円	
工事原価					円	
5) 一般管理費		%			円	
工事価格					円	

業務委託費内訳書その2

工 種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
2. マンホール形式ポンプ場維持管理業務						
1) 直接作業費						
マンホール形式ポンプ場						
保守点検業務費(日常点検) 1回/月 1年目		カ所	254		円	内19
その他の業務費(日常点検) 1回/月 1年目		カ所	254		円	内20
保守点検業務費(日常点検) 1回/2月 1年目		カ所	131		円	内21
その他の業務費(日常点検) 1回/2月 1年目		カ所	131		円	内22
保守点検業務費(日常点検) 1回/月 2年目		カ所	254		円	内19
その他の業務費(日常点検) 1回/月 2年目		カ所	254		円	内20
保守点検業務費(日常点検) 1回/2月 2年目		カ所	131		円	内21
その他の業務費(日常点検) 1回/2月 2年目		カ所	131		円	内22
緊急対応業務 1年目	潟上市	式	1		円	内23-1
緊急対応業務 2年目	潟上市	式	1		円	内23-2
緊急対応業務 1年目	三種町	式	1		円	内23-3
緊急対応業務 2年目	三種町	式	1		円	内23-4
緊急対応業務 1年目	五城目町	式	1		円	内23-5
緊急対応業務 2年目	五城目町	式	1		円	内23-6
緊急対応業務 1年目	八郎潟町	式	1		円	内23-7
緊急対応業務 2年目	八郎潟町	式	1		円	内23-8
緊急対応業務 1年目	井川町	式	1		円	内23-9
緊急対応業務 2年目	井川町	式	1		円	内23-10
	直接業務費計				円	
2) 直接経費		式	1		円	内24
3) 技術経費		%			円	
4) 間接業務費		%			円	
	業務原価				円	
4) 諸経費		%			円	
業務価格					円	

秋田県下水道管路等包括管理業務委託 仕 様 書

令和7年2月

 秋田県建設部下水道マネジメント推進課

この仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、秋田県及び秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の関連市町村（男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、三種町、大潟村。以下「関連市町村」といい、秋田県と関連市町村を併せて「発注者」という。）が実施する「秋田県下水道管路等包括管理業務委託」（以下「本包括管理業務委託」といい、本包括管理業務委託により委託する業務を「本業務」又は単に「業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受注者」という。）に求める業務の水準と受注者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。本業務は、本仕様書に提示された条件に基づいて行うものとする。

第 1 章. 総則

1. 1. 目的

本業務は、発注者が所管する下水道管路施設等の維持管理に係る業務（管路施設・マンホール蓋・仕切弁等の点検、管路の修繕、マンホール形式ポンプ場保守点検及びこれらに係る通報初動対応・緊急対応）を一括して複数年にわたり業務委託することにより、下水道管路施設等の機能の維持を図るとともに、維持管理の効率化を図るものである。

1. 2. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、発注者が発注する本包括管理業務委託に適用する。受注者は、本仕様書に従い、別紙 1「業務概要」に示す業務内容を、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、図面及び特記仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

1. 3. 用語の定義

本仕様書において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 「承諾」とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
- (3) 「協議」とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (4) 「休日」とは、次の①から③をいう。
 - ① 土曜日及び日曜日。
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。
 - ③ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (5) 「平日」とは、前項を除いた日をいう。
- (6) 「補修」とは、マンホール等のガタつき、マンホール周辺の凹み、下水道施設に起因する陥没等、開水路フェンス破損等及びこれに類する下水道施設の破損等に対する一時的・応急的な対応として、現地作業が 1 時間程度で実施できる行為をいう。
- (7) 「修繕」とは、下水道施設の経年劣化・外的要因並びにその他不可抗力による破損個所の機能及び形状の回復を目的とした工事等で、元の正常な状態へ戻すことが比較的容易で部分的な場合の行為（ただし、補修に該当する行為を除く。）をいう。
- (8) 「改築」とは、下水道施設の全部又は一部の再構築あるいは取り換えを行う行為（ただし、「補修」及び「修繕」の範囲を除く。）をいう。
- (9) 「更新」とは、改築のうち、下水道施設の全部の再構築あるいは取り換えを行う行為をいう。
- (10) 「長寿命化対策」とは、改築のうち、下水道施設の一部の再建設あるいは取り換えを行う行為をいう。

1. 4. 費用の負担

本業務に必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 5. 秘密の保持等

- (1) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施により得られた資料及び成果の所有は発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なくこれらを公表してはならない。

1. 6. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、別紙2「遵守法令等」に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受注者の責任と負担において行わなければならない。
- (3) 受注者は、秋田県の定める秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）に関係する諸規程を遵守しなければならない。

1. 7. 中立性の堅持

受注者は、中立性を堅持しなければならない。

1. 8. 公益確保の義務

受注者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1. 9. 不誠実な行為等の禁止

- (1) 受注者は礼節を守り、秩序正しく、言動及び身だしなみに注意するとともに、応接に際しては、親切・丁寧を心掛け迅速に対処しなければならない。また、身分証明書を常に携帯すること。
- (2) 受注者に上記（1）に違反又は従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受注者は発注者からの改善指示に基づき改善計画書を作成及び提出し、迅速に改善を図ること。その後、改善が認められなかった場合には業務従事者等の変更を行うものとする。

1. 10. 提出書類

- (1) 受注者は、本包括管理業務委託に係る契約（以下「契約」という。）締結後、速やかに契約及び別紙3「業務着手時の提出書類等」に示す書類を発注者に提出し、その承諾を受けた上で業務に着手しなければならない。各書類の様式は発注者との協議により決定するものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を発注者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、業務着手日以降、業務の実施期間中において、別紙4「業務実施期間中の提出資料等」に示す書類を発注者に提出しなければならない。各書類の様式は発注者との協議により決定するものとする。
- (4) 受注者は、業務が完了した時は、速やかに別紙5「業務完了時の提出図書」に示す図書を発注者に提出しなければならない。なお、これらの図書のうち年次報告書に記載する

考察には、各業務の結果を踏まえ、発注者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めるものとする。

- (5) 前各項の提出図書その他、発注者が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。
- (6) 発注者から求められた場合、前各項の提出図書等につき電子データで提出すること。電子データの提出は、Excel 形式、Word 形式又は Shape 形式で提出すること。なお、図面、位置図及び写真帳については Pdf ファイル又は DocuWorks ファイルにて提出すること。

1.1.1. 官公署等への手続き

- (1) 受注者は、業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、受注者が行うべき関係官公署及び関係機関への届出等（作業届や道路使用許可申請等）を、受注者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に発注者に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、関係官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

1.1.2. 業務実施体制

受注者は、別紙 6「業務実施体制」に定める体制を整えること。

1.1.3. 再委託先の届出

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。
- (2) 発注者は、業務の実施にあたって、著しく不適當であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受注者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

1.1.4. 地域住民等との協調

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るよう努めなければならない。また、受注者は、点検等を実施するにあたり、作業内容を説明するチラシを配布するなど、地域住民や自治会へ事前に周知すること。
- (2) 受注者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく発注者に報告しその指示を受け対応するものとする。また、その対応状況について、速やかに発注者に書面をもって報告するものとする。
- (3) 受注者は如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。また、当該行為については、再委託先及び使用人等に対して十分指導監督すること。
- (4) 再委託先及び使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。
- (5) 地域住民等との間に生じた問題は、原則として自らの責任と費用によって解決するものとする。

1.15. 協力義務

- (1) 受注者は、隣接業務又は関連業務の受注者と相互に協力し、業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、発注者の指示によりこれに協力しなければならない。

1.16. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設・貸与品に損害を与えた時は、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合は、その復旧及び賠償に対して全責任を負わなければならない。

1.17. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した業務計画書に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- (2) 業務工程の進捗が、計画と実績で30%以上の差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

1.18. 業務事務所（業務場所）

- (1) 受注者が業務を実施する事務所は、関係法令を遵守し、受注者自ら用意するものとする。ただし、その設置場所は関連市町村又は秋田市内で、電話等で通報等を受けてから概ね1時間以内に現地到着できる場所でなければならない。
- (2) 受注者は、当該事務所に関して、業務の着手に先立ち、発注者に報告しなければならない。
- (3) 第1項に関して、業務の履行上必要となる土地・建物等使用料および施設運営（電気、ガス、水道、下水道及び通信等）に係る使用料金、その他施設管理運営費については、受注者の負担とする。

1.19. 機材の準備

業務の履行に必要な機材は、受注者の責任と負担において準備しなければならない。受注者が準備すべき機材は、別紙7「準備機材」に示すものを標準とする。

1.20. 打合せ及び記録

- (1) 受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せ・報告を行うものとし、その内容については、その都度必要に応じて打合せ記録簿を作成、発注者に提出し、その確認を受けなければならない。
- (2) 現場代理人は、打合せ・報告には原則出席しなければならない。
- (3) 受注者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休における緊急時の連絡責任者を定め、緊急連絡表により、発注者に事前に提出しなければならない。

1.21. 貸与資料及び貸与品

- (1) 発注者は以下のGISデータ等を受注者に貸与する。受注者はその他、業務の実施に必要な

な資料等があれば、その都度発注者と協議の上、貸与を受けるものとする。

- GIS データ：マンホール、取付管、公共ます、管渠、デジタルマップ（背景図）
- データ形式：Shape 形式
- 測地系：世界測地系第 X 系
- 属性情報の提供：あり

- (2) 受注者は、前項の貸与を受けようとする時は、事前に別紙 8「資料・物品貸与申請書」を発注者に提出し、了承を得るものとする。
- (3) 受注者は、貸与品等を紛失又は損傷した場合には、速やかに発注者に報告し、受注者がこれを補償するものとする。
- (4) 受注者は、本業務に係る個人情報及び情報セキュリティに関して、契約約款及秋田県の定める秋田県個人情報保護条例に係る諸規程を遵守しなければならない。

1.2.2. 参考図書

業務の履行において参考とする図書は、別紙 9「参考図書」に記載された最新版図書とする。
なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

1.2.3. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者が申請し、発注者が交付するものとする。

第 2 章. 安全管理

2.1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制を整えるものとする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるように留意すること。
- (3) 安全管理については、業務計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2.2. 安全教育

- (1) 受注者は、業務に従事する者に対して、当該業務に関する安全教育を定期的実施することにより、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、専門的な教育を行うこと。

2.3. 労働災害防止

- (1) 受注者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保つとともに、機械器具その他の設備を常時点検の上、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼

吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、発注者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、発注者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者を配置するとともに、交通誘導警備員を配置すること。

2.4. 局地的な大雨に対する安全確保について

受注者は、局地的な大雨による増水に対し、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）（平成20年10月）」を参考とし、人命を最優先とした安全管理を行わなければならない。

また、次の内容を安全管理計画として、業務計画書に記載し、その内容について作業員への周知を図らなければならない。

- (1) 現場特性の事前把握
- (2) 点検等の中止基準・再開基準の設定

以下のいずれかの場合には、直ちに点検等を中止して地上に退避するほか、現場特性（退避時間、退避条件、増水特性等）に応じた中止基準を設定すること。

- 当該作業箇所若しくは上流部に洪水又は大雨の注意報・警報が発表された場合
- 当該作業箇所若しくは上流部に降雨や雷が発生又は発生が予想される場合
- 発注者が中止を指示した場合

- (3) 迅速に退避するための対応

作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、以下の事項について具体的な内容を定めなければならない。

また、受注者は定めた退避手順等に基づき、業務着手前に避難訓練を実施して退避時の対応の手順や情報伝達の確実性、退避時間等を検証するとともに、その記録を発注者に提出するものとする。管渠内での作業中は、地上監視員を必ず配置して気象等の情報収集を行い、状況を実際に作業員に伝達すること。

- 退避手順の設定
- 安全器具等の設置
- 情報収集と伝達方法
- 資機材の取扱い

- (4) 日々の安全管理の徹底

点検等の開始前には、退避方法等について作業関係者全員に周知徹底すること。特に経験の浅い作業員や新規入場者への教育は徹底して行うこと。

2.5. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者や通行人、車両の通行の安全に留意するとともに、流水等の円滑な処理に努めるなど、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には照明及び保安灯を

設置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。

- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者が安全に通行できるよう誘導を行うこと。
- (4) 道路上で作業を行う場合、受注者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- (5) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従って適切に行うこと。
- (6) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分に協議して定めるものとし、協議結果を発注者に報告すること。

2. 6. その他

- (1) 受注者は、作業に当たって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万が一、事故が発生した場合には、業務計画書に示す緊急連絡体制に従って直ちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報の後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により直ちに発注者に届け出ること。
- (4) 道路管理者及び各占用物管理者と連携を行いながら、業務を実施すること。

第3章. 業務内容

3. 1. 共通

3. 1. 1. 一般事項

- (1) 作業に当たっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (2) 作業に当たり、仮締切を必要とする場合は、事前に発注者の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造とし、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、直ちにこれを撤去すること。
- (3) 受注者は、作業に当たり、騒音規制法、振動規制法及び秋田県公害防止条例（昭和 46 年秋田県条例第 52 号）等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 受注者が発注者の指示に反して作業を続行した場合及び発注者が事故防止の観点から危険と判断した場合には、作業の一時中止を命ずることがある。その場合、受注者は発注者の指示に従うこと。
- (5) 作業に当たり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万が一、汚損させた場合は、作業終了後、速やかに洗浄・清掃を行うこと。
- (6) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。
- (7) 受注者は、点検、修繕及び住民対応等の各業務の結果について、維持管理情報をデータベース化するものとする。データベース化の方法及び登録するデータ項目等の詳細は、

発注者と受注者の協議により決定するものとする。

- (8) 本業務で発生する廃棄物については、法令等に基づき適正に処分すること。
- (9) 清掃に用いる洗浄水については、受注者の責において準備し、必要な費用も受注者が負担するものとする。
- (10) 本業務の作業箇所において、下水道施設に起因する緊急性を要する道路陥没、施設の破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合、臨機の措置を行った後、速やかに発注者へ報告すること。その後の対応については発注者と協議するものとする。

3. 1. 2. 統括管理

- (1) 3. 2 以下に示す個別の項目を総括し、本業務全体の円滑な実施に向けて取り組むこととし、項目ごとの進捗状況等について定期的に発注者へ報告を行うこと。
- (2) 業務上の課題等を認識した場合には、必要な業務改善を実施の上、発注者に報告すること。また、業務の更なる効率化や維持管理水準の向上につながる事項を認識した場合には、発注者に随時提案するものとする。
- (3) 受託者は、発注者のほか、秋田臨海処理センターの指定管理者、下水道管が埋設されている道路の管理者等と必要な調整を実施する。
- (4) 受託者は、業務を再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理し、工程に遅れ等が確認された場合には必要なフォローアップを実施させるものとする。

3. 2. 管路施設維持管理業務

3. 2. 1. 管路施設点検業務（流域下水道・公共下水道）

本業務は、硫化水素の発生に起因する硫酸によるコンクリート腐食現象（以下、コンクリート腐食）の発生が懸念される箇所や標準耐用年数が近づいている管路施設の異常箇所を早期に発見するために行うことを目的とする。点検は、管路施設が埋設されている地上部の状況の確認に加え、マンホールを開閉して実施する管口カメラによる点検又はマンホール内に入孔して行う目視点検により実施する。

- (1) 実施箇所及び実施数量

点検業務の実施箇所及び実施数量は、別紙1「業務概要」による。

- (2) 作業時間

点検業務に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。

- (3) 機材

点検業務に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

- (4) 管口カメラ点検の内容

マンホールの深さが3 m以下の箇所については、地上部より管口カメラを用いて、マンホール及び本管の可視範囲を目視により点検する。マンホール内にロッド付きカメラを挿入し、十分な照明のもとマンホール内及び接続されている本管内部の腐食状況、破損状況、侵入水の状況、土砂等の堆積状況等を確認する。流域下水道のマンホールの蓋については、表面及び裏面の異常の有無を目視により確認する。公共下水道のマンホールの蓋については、3. 2. 2に示す点検を実施する。

- (5) 入孔による目視点検の内容

マンホールの深さが3mを超える箇所については、調査員がマンホールに入孔し、マンホール及び本管の可視範囲を目視により点検する。本管は管口からライトで内部を照らし、可視範囲を目視により点検するものとし、コンクリートの腐食が確認された場合にはpH試験紙によるコンクリート表面pHの測定も実施する。流域下水道のマンホールの蓋については、表面及び裏面の異常の有無を目視により確認する。公共下水道のマンホールの蓋については、3.2.2に示す点検を実施する。

なお、入孔に当たっては十分に換気を行い、2.3に規定する安全管理を徹底すること。

(6) 点検項目・点検基準及び点検記録表

点検項目・点検基準及び点検記録表については、別紙10「管路・マンホール蓋・仕切弁等点検業務報告書記載要領」による。

(7) 異常時の対応

- 点検の続行が困難になった場合は、直ちに発注者に報告し、指示を受けること。この場合においても、可能な範囲で点検を実施し、その原因の把握に努めること。
- 点検時に明らかな異常が発見された場合は、発注者に報告し、その後の対応について協議するものとする。

(8) 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して発注者に提出すること。

- 撮影は、点検1日あたり1箇所の保安施設の状況の他、発注者が指定する内容に基づき実施すること。
- 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とすること。

(9) 電子台帳システムへの登録

受注者は、点検記録を電子台帳システムに登録すること。

3.2.2. マンホール蓋点検業務（公共下水道）

本業務は、マンホール蓋を対象に異常箇所の早期発見による道路交通への影響を回避することに加え、マンホール蓋の属性情報を整理・把握することを目的に、マンホール蓋を開閉し、蓋及び受け枠・周辺舗装・高さ調整部等の状況を確認するとともに、蓋裏面に刻印されている製造業者名、製造年度、活荷重等の情報を把握する。

(1) 実施箇所及び実施数量

マンホール蓋点検業務の実施箇所は、公共下水道における管口カメラ点検実施箇所とし、マンホール内及び本管の点検と合わせて実施するものとする。

(2) 機材

マンホール蓋調査業務に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(3) 点検項目及び内容

マンホール蓋点検に関する調査項目及び調査基準、並びに調査記録表については、点検と同様、別紙 10「管路・マンホール蓋・仕切弁等点検業務報告書記載要領」によるものとする。

(4) 異常時の対応

マンホール蓋の開閉が出来ず、調査の実施が困難な場合は、直ちに発注者に報告し、指示を受けること。

(5) 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して発注者に提出すること。

- 撮影は、点検 1 日あたり 1 箇所の保安施設の状況の他、発注者が指定する内容に基づき実施すること。
- 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とすること。

(6) 電子台帳システムへの登録

受注者は、点検記録を電子台帳システムに登録すること。

3. 2. 3. 仕切弁等点検業務（流域下水道）

本業務は、仕切弁、空気弁、排泥弁（以下、「仕切弁等」という）を操作して状況を確認し、異常の有無を把握する。点検は、「水道バルブ維持管理マニュアル（日本水道協会）」等を参考として弁類の腐食状況・塗装状況、漏水の有無、開度計・その他付属品の設置状況を確認する。開度計は正しい開度を表示しているかを確認し、必要に応じて指針の調整を行う。

(1) 実施箇所及び実施数量

流域下水道の仕切弁等を対象とする。実施箇所及び実施数量は、別紙 1「業務概要」による。

(2) 作業時間

道路使用許可条件に基づくこと。点検前に秋田臨海処理センターの指定管理者に事前に連絡を行い、作業時間の指示があった場合には、その指示に従うこと。

(3) 機材

仕切弁等の点検に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(4) 点検項目及び内容

仕切弁等の点検に関する調査項目及び調査基準、並びに調査記録表については、点検と同様、別紙 10「点検業務及びマンホール蓋・仕切弁等調査業務報告書記載要領」によるものとする。

(5) 異常時の対応

仕切弁等の操作が出来ない場合は、直ちに発注者に報告し、指示を受けること。

(6) 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを作業記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して発注者に提出すること。

- 撮影は、点検 1 日あたり 1 箇所の保安施設の状況の他、発注者が指定する内容に基づき実施すること。
- 写真には、作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者の名称、を明記した黒板を入れて撮影すること。
- 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- 写真は原則としてカラー撮影とし、その大きさは原則サービス版とすること。

(7) 電子台帳システムへの登録

受注者は、点検記録を電子台帳システムに登録すること。

3. 2. 4. 管路施設小破修繕業務（流域下水道）

(1) 計画的修繕工

破損や発錆により開閉に支障を来しているマンホール蓋の交換等を実施する。実施箇所や実施時期については、過年度の点検結果や本業務での点検結果を踏まえて、発注者と受注者が協議の上、決定するものとし、実績に応じて精算を行う。

(2) 応急修繕工

下水道管路施設の劣化に伴って突発的に漏水や道路陥没が発生した場合に、被害拡大防止及び当面の安全確保を目的とした緊急修繕を予算の範囲内で実施する。受注者は現地を確認の上、対応方針を速やかに検討して発注者に報告する。実施内容については、発注者と受注者が協議して決定するものとし、実績に応じて精算を行う。

受注者が現地確認を行った後に立案した対応策が、当初契約時点で措置した予算を上回るような規模であった場合には、発注者と受注者が協議して対応を決定する。

(3) 修繕完成確認

受注者は、写真その他必要な書類を整備し、発注者に報告する。発注者は出来型等の適切な施工の完成を確認する。受注者は発注者の確認の後、写真その他必要な書類を電子記録媒体により提出する。

3. 2. 5. 通報初動対応、非常時緊急対応業務（流域下水道・公共下水道）

本業務では、地域住民からの通報、点検により確認された管路施設の不具合、災害発生に伴う一時的、緊急的な対応を行う。

(1) 対象業務

管路施設の不具合事象に対して調査等を行うとともに、初期の安全管理対策を実施する。

(2) 業務数量

業務数量は、過年度の発生状況を踏まえて 1 年当たり 16 件（各自治体 2 回）としている。当該数量を超過する場合の対応は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(3) 業務内容

① 通報の連絡

業務時間内（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）は発注者、夜間休日であれば宿直担

当者から連絡を受ける。

あるいは、点検業務・調査業務等を実施している際に下水道管路施設の不具合等を発見した場合は、発注者へ連絡して対応が必要か確認する。

②現地調査

連絡を受けた後、管路施設台帳を確認して速やかに現地の調査を行う。

③報告及び初期の安全管理対応等

現地調査の結果について発注者に報告を行うとともに、必要に応じてオイルマットフェンスの設置や事故防止のための保安施設設置など初期の安全管理対応を図るものとする。

なお、異臭の発生や土砂等の堆積が確認され、緊急的な修繕・清掃等が必要となる場合は、現地調査の状況と合わせて想定される対応策についても発注者に報告する。その後の対応については、3. 2. 4第2項（応急修繕工）による。

④報告書類の作成

①～③に係る連絡・報告は、電話やメール等により速やかに行うものとするが、緊急対応が終了後には、1件ずつ報告書類を整理して後日発注者へ提出するものとする。

⑤その他

- (4) 本業務における対応はあくまでも発生から1日程度で手配可能なものとし、それを超える資機材、労務を提供する内容は含まない。

3. 3. マンホール形式ポンプ場維持管理業務

3. 3. 1. マンホール形式ポンプ場保守点検業務（公共下水道・集落排水）

本業務は、マンホール形式ポンプ場に関する運転状況を把握し、異常個所を早期に発見することを目的とする。保守点検では、機械・電気設備の動作確認や付帯機器類の状態、各種数値測定を行う「例月点検業務（日常点検）」と、ポンプ機器本体を引上げ、洗浄、外観確認、異音の有無、オイル汚れ等の状況確認、オイル交換などを行う「定期点検業務（引上げ点検）」を実施する。なお、洗浄にあたっては、洗浄した汚水の吸泥を不要とし、排水はそのまま管路に排水してよいものとする。

(1) 実施箇所及び実施数量

対象となるマンホール形式ポンプ設備の構造・機能等を正確に把握した上で実施するものとする。マンホール形式ポンプ場保守点検業務の実施箇所及び実施数量は、別紙1「業務概要」による。

(2) 作業時間

道路使用許可条件に基づき実施すること。

(3) 機材

マンホール形式ポンプ場保守点検業務に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(4) 対象施設

保守点検業務の対象とする設備等は以下のとおりとする。

- マンホール形式ポンプ本体
- 起動スイッチ類
- 槽内配管類
- バッフルプレート
- ポンプ据付け機器類
- 維持管理用部材（ガイドパイプ、ガイドレール、吊上げチェーン、逆止弁等）
- マンホール本体（蓋、足掛金物、躯体）
- 制御盤、引き込み開閉器盤
- 自動通報装置

(5) 例月点検業務（日常点検）

例月点検業務（日常点検）では、以下の点検を行う。例月点検業務（日常点検）の記録表については別紙 11「マンホール形式ポンプ保守点検業務報告書記載要領」による。

① 制御盤

- 外観（汚損・損傷）、過熱の確認
- 計器指示値、表示等の確認
- 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューム切れの確認
- 絶縁抵抗値、電流値等の確認

② マンホール形式ポンプ本体

- マンホール蓋及びマンホール内部の点検・清掃
- フロートスイッチ等の点検・清掃
- マンホール形式ポンプの動作確認

(6) 定期点検業務（引上げ点検）

定期点検業務（引上げ点検）では、例月点検業務（日常点検）での項目に加えて、以下のマンホール形式ポンプ引上げ点検を行う。定期点検業務（引上げ点検）の記録表については別紙 11「マンホール形式ポンプ保守点検業務報告書記載要領」による。

- 外観確認・清掃
- ケーシング内部の確認及び清掃
- モーター室とメカニカルシール等の摩耗状態の確認
- 主軸の状況確認
- 羽根車の状態確認及び清掃
- オイルの状態確認及び交換
- ボルト類のゆるみ確認及び増締め
- ケーブルの膨張、劣化状態の確認

(7) 異常時の対応

マンホール形式ポンプ場が異常水、異物等により性能を発揮できない場合は、早期に原因を究明するとともに、適切に対応するよう努めなければならない。また何らかの原因によりマンホール形式ポンプ場から汚水が漏れたりする状況になった場合には、直ちに現場に出向き、汚水が極力漏れないような対策を講じなければならない。なお、異常が

確認された場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、その対応方法を協議するものとする。また、発注者と連絡がとれない場合にも異常通報が入れば、夜間、休日、祭日を問わず対応するものとする。

(8) 報告書の作成

受注者は、別紙 11「マンホール形式ポンプ保守点検業務報告書記載要領」に従い、以下の報告書を作成すること。

- マンホール形式ポンプ保守点検業務記録
- 緊急時、トラブル対応報告書
- その他発注者が必要とする書類

(9) 電子台帳システムへの登録

受注者は、点検記録を電子台帳システムに登録すること。

3. 3. 2. 緊急対応業務（公共下水道・集落排水）

マンホール形式ポンプ場が故障、異常水、異物混入等により性能を発揮できない場合は、現地を確認して早期に原因を究明するとともに、適切に対応するよう努めなければならない。

何らかの原因によりマンホール形式ポンプ場から汚水が漏れ出す状況になった場合には、直ちに汚水が極力漏れないような対策を講じなければならない。

なお、異常が確認された場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、その対応方法を協議するものとする。また、発注者と連絡がとれない場合にも異常通報が入れば、夜間、休日、祭日を問わず対応するものとする。

第4章. その他

4. 1. 業務の完了

- (1) 受注者は、業務完了時に本仕様書に指定された提出図書及び書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 発注者による検査の合格後、提出図書一式の納品をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の契約不適合責任が確認された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

4. 2. 業務移行期間と業務の引継ぎ

- (1) 履行期間の最終1ヶ月間を業務移行期間とする。
- (2) 受注者は、業務移行期間において別紙 12「業務移行期間の実施方法等」に従って業務の引継ぎを行うものとする。

4. 3. 委託料等の支払い

委託料の支払いは、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 契約書に定める各年度の支払い限度額の範囲内で、各年度に行った業務量実績を基に年度毎に委託料を支払うものとする。
- (2) 管路施設小破修繕業務に関しては、着手前に修繕に要する資材や人工等を示した根拠資料を発注者に提出し、承諾を得てから着手するものとする。

4.4. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (2) 本仕様書、図面に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) 本業務では、受注者の契約不適合によるものは受注者が負担し、受注者が負担することが適当でないもの（事業者の契約不適合によらないもの）は秋田県あるいは関連市町村が負担することを原則とする。本業務におけるリスク分担については、別紙13「リスク分担表」に示す基本的な考え方に基づくものとし、本業務に係る責任は本業務に係る契約に基づきそれぞれ負担するものとする。
- (4) その他特に定めのない事項については、速やかに発注者に報告し、指示を受けて対応すること。
- (5) 貸与資料の GIS データと現場の状況に不整合がある場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (6) 災害発生時には、発注者が協定を交わしている各種団体等との連携を図ること。

別紙 目次

【別紙 1】	業務概要
【別紙 2】	遵守法令等
【別紙 3】	業務着手時の提出書類等
【別紙 4】	業務実施期間中の提出資料等
【別紙 5】	業務完了時の提出図書
【別紙 6】	業務実施体制
【別紙 7】	準備機材
【別紙 8】	資料・物品貸与申請書
【別紙 9】	参考図書
【別紙 10】	管路・マンホール蓋・仕切弁等点検業務報告書記載要領
【別紙 11】	マンホールポンプ保守点検業務報告書記載要領
【別紙 12】	業務移行期間の実施方法等
【別紙 13】	リスク分担表

別紙 1 業務概要

業務名	業務概要	対象施設	業務数量		業務項目
1 管路施設維持管理業務					
(1)管路点検 ・流域下水道 ・公共下水道	コンクリート腐食の発生が懸念される箇所や標準耐用年数が近づいている施設の異常箇所を早期に発見するために行うことを目的とする。点検は、管路施設が埋設されている地上部の状況確認に加え、マンホールを開閉して行う管口カメラによる点検又はマンホール内に入孔して行う目視点検により実施する。	・地上部 ・マンホール蓋 ・マンホール ・下水道本管	流域下水道 [R7 年度] 119 箇所 [R8 年度] 125 箇所	公共下水道 [R7 年度] 166 箇所 [R8 年度] 120 箇所	①点検計画書の作成 ②点検の実施 ③点検記録写真の作成 ④異常時の対応 ⑤調書作成、システム登録
(2)マンホール蓋点検 ・公共下水道	管路点検に合わせてマンホール蓋及び受け枠・周辺舗装・高さ調整部等の状況を確認するとともに、蓋裏面に刻印されている製造業者名、製造年度、活荷重等の情報を把握する。	・マンホール蓋	－	公共下水道 [R7 年度] 166 箇所 [R8 年度] 120 箇所	①点検計画書の作成 ②点検の実施 ③点検記録写真の作成 ④調書作成、システム登録
(3)仕切弁等点検 ・流域下水道	仕切弁等を開閉して状況を確認し、異常の有無を把握する。	・仕切弁 ・排泥弁 ・空気弁	流域下水道 [R7 年度] 56 箇所	－	①点検計画書の作成 ②点検の実施 ③点検記録写真の作成 ④調書作成、システム登録
(4)住民対応業務 ・流域下水道 ・公共下水道	地域住民からの通報、点検により確認された下水道管路施設等の不具合、災害発生に伴う一時的、緊急的な対応を実施する。		流域下水道 2 件/年	公共下水道 2 件/年/団体	①事故の連絡 ②現地調査 ③報告及び初期対応 ④報告書類の作成
(5)管路施設小破修繕 ・流域下水道	[計画的修繕] 破損等により開閉に支障を来しているマンホール蓋の交換等を実施する。		流域下水道 MH 蓋交換 30 箇所/2 年	－	①修繕計画書の作成 ②修繕工事の実施 ③工事関係書類の作成
	[応急修繕] 施設の劣化に起因して突発的に漏水や道路陥没が突発的に発生した場合に、被害拡大防止及び当面の安全確保を目的とした緊急修繕を実施する。		流域下水道 予算の範囲 内で実施	－	①現場状況の確認・整理 ②応急修繕対応方針の検討 ③応急修繕に関する協議 ④応急修繕工事の実施 ⑤工事関係書類の作成

業務名	業務概要	対象施設	業務数量	業務項目	
2 マンホール形式ポンプ場保守点検業務					
(1)マンホール形式ポンプ場保守点検業務 ・公共下水道 ・集落排水 (男鹿市のみ)	マンホール形式ポンプ場施設（マンホール本体含む）について、予防保全の視点から例月点検および定期点検（引上げ点検）を実施するとともに、異常時においては速やかに応急的対応を施す。	・汚水ポンプ本体 ・起動スイッチ類 ・槽内配管類 ・バッフルプレート ・ポンプ据付機器類 ・維持管理用部材 ・マンホール本体 ・制御盤 ・引込み開閉器盤 ・自動通報装置	－	公共下水道 集落排水 [R7・R8 年度] 385 箇所	①点検計画書の作成 ②点検調査の実施 ③点検記録写真の作成 ④作業日報（例月点検） ⑤作業日報（定期点検） ⑤点検報告書の作成（例月点検） ⑥点検報告書の作成（定期点検） ⑦異常対応報告書の作成
(2)緊急対応業務	機器の故障や異常水位によりマンホール形式ポンプ場の運転が停止した場合に、現場状況を確認して復旧に向けた作業を実施する。		－	公共下水道 集落排水	①事故の連絡 ②現地調査 ③報告及び初期対応 ④報告書類の作成
3 その他					
(1)統括管理	本委託全体の円滑な実施に向けて、進捗等を適切に管理し、定期的に発注者へ報告を行う。 発注者、秋田臨海処理センターの指定管理者、下水道管が埋設されている道路の管理者等と必要な調整を行う。		本委託全体の統括 1 式		①業務計画書の作成 ②年次、月次報告書の作成 ③関係機関協議資料の作成及び協議の実施

別紙２ 遵守法令等

- (1) 健康保険法及び同法関連法規
- (2) 労働基準法及び同法関連法規
- (3) 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
- (4) 消防法及び同法関連法規
- (5) 建設業法及び同法関連法規
- (6) 建築基準法及び同法関連法規
- (7) 港湾法及び同法関連法規
- (8) 毒物及び劇物取締法及び同法関連法規
- (9) 道路法及び同法関連法規
- (10) 下水道法及び同法関連法規
- (11) 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
- (12) 道路交通法及び同法関連法規
- (13) 河川法及び同法関連法規
- (14) 電気事業法及び同法関連法規
- (15) 騒音規制法及び同法関連法規
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 及び同法関連法規
- (17) 水質汚濁防止法及び同法関連法規
- (18) 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規
- (19) 労働安全衛生法及び同法関連法規
- (20) 雇用保険法及び同法関連法規
- (21) 緊急失業対策法及び同法関連法規
- (22) 公害対策基本法及び同法関連法規
- (23) 振動規制法及び同法関連法規
- (24) 環境基本法及び同法関連法規
- (25) 秋田県及び関連市町村の環境基本条例及び同法関連法規
- (26) 個人情報の保護に関する法律
- (27) 秋田県流域下水道条例
- (28) 関連市町村の公共下水道条例
- (29) 秋田県及び関連市町村の契約施行規程
- (30) 秋田県及び関連市町村の個人情報保護条例
- (31) その他本業務に関わる法令等

別紙3 業務着手時の提出書類等

提出書類名	提出時期・記載事項等
業務着手届	契約締結後15日以内(休日等除く)
業務工程表	契約締結後10日以内(休日等除く)
現場代理人通知書	契約締結後速やかに提出すること。
経歴書(現場代理人)	契約締結後速やかに提出すること。 －管理技術者の資格証の写しを添付すること。
担当技術者届	契約締結後速やかに提出すること。
経歴書(担当技術者)	契約締結後速やかに提出すること。 －担当技術者の資格証の写しを添付すること。
業務計画書	契約締結後14日以内(休日等除く) 一次の事項を記載すること。 ①実施方針 ②実施体制(職務分担、緊急連絡体制等) ③実施計画(作業内容・方法・手順、実施工程等を示した点検計画及び修繕計画) ④安全管理計画(各業務における保安対策、道路交通の処理方法、管路内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等) ⑤その他発注者が指示する事項
車両使用届	車検証の写し、写真(前後側面の分かるもの)を添付すること
委託業務再委託届	・業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・次の事項を記載すること。 ①委託先の名称 ②再委託の種類、期間、範囲等 ③委託先に対する指導方法等 ④その他発注者が指示する事項

※いずれの書類も押印不要とする。

別紙 4 業務実施期間中の提出図書

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等	備考
業務計画書	2	・契約日の翌日から28日以内に履行期間中の計画について提出すること。 ・計画書を変更する場合は発注者に申し出、変更計画書を提出すること。	
月次報告書	1	・翌5日までに、提出すること。ただし、最終月は月末までに提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。	
年次報告書	2	・3月末日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・作成に当たっては、「別紙10 管路・マンホール蓋・仕切弁等点検業務報告書記載要領」及び「別紙11 マンホールポンプ保守点検業務報告書記載要領」を参照のこと。	
打合せ記録簿	2	打合せの都度、提出すること。	
資料・物品貸与申請書	2	資料及び物品を借用するに当たって提出すること。	
緊急連絡表	1	夏期休暇、年末年始休暇及び、大型連休を迎えるに当たって提出すること。	
各種届出の写し	1	官公署へ届け出た道路使用許可書等の写しを都度、提出すること。	

別紙 5 業務完了時の提出図書

1. 共通

業務完了時には、以下の図書を提出すること。

提出図書名	提出部数	提出時期・記載事項等
(1)完了届	2	・3月末日までに提出すること。
(2)年次報告書	2	・3月末日までに提出すること。 ・月次報告書を取りまとめ、業務全般に関する考察を加えること。 ・上記の考察には、各業務の結果を踏まえ、発注者の維持管理の一層の効率化に資する提言を含めること。
(3)打合せ議事録	1	
(34)支払請求書及び明細書	1	・引き渡し完了後

2. 維持管理業務

本業務の提出図書は以下に示す通りであり、業務完了時に提出すること。これら業務報告書の作成にあたっては、「別紙 10 管路・マンホール蓋・仕切弁等点検業務報告書記載要領」及び「別紙 11 マンホールポンプ保守点検業務報告書記載要領」を参照のこと。

提出図書名	仕様	提出部数	備考
(1)管路点検業務報告書	A4版	2	・業務完了後速やかに提出すること。
(2)マンホール蓋調査業務報告書	A4版	2	・業務完了後速やかに提出すること。
(3)仕切弁等調査業務報告書	A4版	2	・業務完了後速やかに提出すること。
(4)マンホールポンプ保守点検業務報告書	A4版	2	・業務完了後速やかに提出すること。
(5)住民対応、緊急対応業務報告書	A4版	2	・業務完了後速やかに提出すること。
(6)上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R	1 式	・業務完了後速やかに提出すること。

別紙 6 業務実施体制

1. 業務全般

- (1) 受注者は、業務履行期間内において、次の条件を満足できる体制をとらなければならない。

- ① 全業務履行期間内

受注者は、常に発注者からの指示を受けることができる体制をとること。

- ② 開庁時間内（平日昼間 8:30～17:15）

受注者は、事務所における窓口対応と発注者からの電話対応と受付から概ね 1 時間以内に現地に到着できる体制をとること。また、下水道管路施設等に明らかな異常が発見された場合は、最低 1 班が速やかに現場対応できる体制を整えること。

- ③ 開庁時間外（休日・平日夜間 17:15～翌 8:30）

受注者は、発注者並びに関連市町村の受付等からの電話に対応するとともに、必要に応じて速やかに現地に到着できる体制を整えること。また、下水道管路施設等に明らかな異常が発見された場合は、最低 1 班が速やかに現場対応できる体制を整えること。

- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに、業務全体の統括を担う者として、統括責任者を定めなければならない。

2. 一般業務

- (1) 受注者は、契約締結後、業務計画書を作成の上、速やかに発注者へ提出しなければならない。なお、業務管理及び業務に従事する者の技術上の指導監督を担う者として、統括責任者を定めなければならない。統括責任者は、現場代理人を兼ねることができる。
- (2) 主任技術者は、現場代理人と兼ねることができるものとする。
- (3) 現場代理人は、当業務に専念するものとし、他の工事で常駐現場代理人となっているものや専任の主任技術者になっているものを配置することのないよう適正に配置すること。
- (4) 受注者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定めるとともに、点検業務を実施する場合には現場に常駐させ、所定の業務に従事させなければならない。
- (5) 受注者は、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させるなど、作業員を適正に配置の上、業務の進捗を管理しなければならない。
- (6) 受注者は、発注者が発行する身分証明書を常に携帯し、業務に従事しなければならない。

別紙 7 準備機材

機材名	用途	備考
高圧洗浄車	マンホール形式ポンプ場の保守点検業務や住民対応業務に際しての管路内洗浄等を使用	
管口カメラ点検	本管の管口カメラ点検に使用	
取付管用テレビカメラ	住民対応業務に際しての取付管内の確認作業に使用	
給水車	管路内洗浄等に用いる洗浄水の給水に使用	
吸泥車	堆積した汚泥等の清掃に使用	
作業車両	各種業務において使用	
酸素濃度等測定器	管路、マンホール内等の作業に際して使用	
発電機	点検業務、住民対応業務等に使用	
OA機器	提出書類の作成等に使用	
その他必要なもの		

※上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の他、業務事務所の運営に必要な備品等を含む。

別紙 8 資料・物品貸与申請書

令和 年 月 日

物品借用申請書

様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名 印

連 絡 先 TEL

次の通り申請します

使用目的							
使用場所							
借用期間	令和	年	月	日 ()	～	令和	年 月 日 ()
借用日時	令和	年	月	日 ()	午前・午後	時頃	貸出者印
返却日時	令和	年	月	日 ()	午前・午後	時頃	受取者印

物品名	数量	備考

別紙 9 参考図書

当該業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 秋田県及び関連市町村の下水道標準図
- (2) 秋田県及び関連市町村の下水道ストックマネジメント計画書（管路施設）
- (3) 維持管理を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン（管路施設編）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (4) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部・国総研下水道部）
- (5) 雨天時浸入水対策ガイドライン（案）（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (6) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (7) 下水道施設維持管理積算要領―管路施設編―（公益社団法人日本下水道協会）
- (8) 下水道施設維持管理積算要領―終末処理場、ポンプ場施設編―（公益社団法人日本下水道協会）
- (9) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）・導入の手引き（公益社団法人日本下水道協会）
- (10) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（公益社団法人日本下水道協会）
- (11) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (12) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (13) 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル（案）（社団法人日本下水道協会）
- (14) 下水道施設計画設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- (15) 下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- (16) 下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- (17) 下水道施設耐震計算例―管路施設編―（公益社団法人日本下水道協会）
- (18) 下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）
- (19) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (20) 下水道管渠改築等の工法選定の手引き（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (21) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- (22) 下水道管路施設維持管理マニュアル（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (23) 下水道管路施設維持管理積算資料（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (24) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (25) 管渠の修繕に関する手引き（案）（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (26) 取付管の更生工法による設計の手引き（案）（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- (27) マンホールの蓋等の取替に関する設計の手引き（案）（公益社団法人日本下水道管

路管理業協会)

- (28) 中小都市を対象とした下水道管路施設のストックマネジメント運用に関する手引き (財団法人下水道新技術推進機構)
- (29) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～ (公益財団法人下水道新技術推進機構)
- (30) 管渠更生工法の品質管理技術資料 (公益財団法人下水道新技術推進機構)
- (31) 管渠更生工法 (二層構造管) 技術資料 (公益財団法人下水道新技術推進機構)
- (32) 下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料 (公益財団法人下水道新技術推進機構)
- (33) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル (公益財団法人下水道新技術推進機構)
- (34) 効率的なストックマネジメント実施に向けた下水道用マンホール蓋の設置基準等に関する技術マニュアル (公益財団法人下水道新技術推進機構)
- (35) 下水道用マンホールポンプ施設の改築計画に関する技術資料 (公益財団法人下水道新技術推進機構)
- (36) 下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル (案) (財団法人下水道新技術推進機構)
- (37) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル (案) (管路診断コンサルタント協会)
- (38) 下水道管渠改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携 (管路診断コンサルタント協会編集 (経済調査会))
- (39) 水理公式集 (土木学会)
- (40) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (41) 土木工学ハンドブック (土木学会)
- (42) 土質工学ハンドブック (土質工学会)
- (43) 日本工業規格 (JIS)
- (44) 日本下水道協会規格 (JSWAS)
- (45) 道路橋示方書・同解説 (日本道路協会)
- (46) 道路構造令, 同解説と運用 (国土交通省, 日本道路協会)
- (47) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携 (国土交通省)
- (48) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (49) 港湾構造物設計技術基準 (日本港湾協会)
- (50) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針 (JIS A 7501) (日本規格協会)
- (51) その他本業務に必要な図書等

別紙 10 管路・マンホール蓋・仕切弁等点検業務報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 年次報告書は、本要領に従い作成すること。
- (2) 様式は、A4 版横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、点検実施年度、管理番号、件名、期間、発注者名、受注者名等を記入すること。また、背表紙にも点検実施年度、管理番号、件名、期間、発注者名、受注者名等を記入すること。

2. 記載事項

年次報告書は、下記の事項について内容を明記すること。総括表、点検集計表及び点検記録表に用いる様式や凡例は発注者と協議して決定し、点検判定基準は表 1 に、点検・調査記録表は表 2－1、2－2 による。これら帳票の入力フォーマットファイル (Excel ファイル) は、発注者より提供する。なお、マンホール蓋調査業務においては当該帳票のマンホール蓋部のみを用いる。

表 1 マンホールの点検判定基準

部位	異常項目	採用基準	Aランク	Bランク	Cランク	備考
蓋及び路面	路面	路面状況	管路協	舗装版にクラックや欠けがある	—	—
		マンホール埋没・不陸	管路協	通行に支障を来たす	段差が生じている 擦りけが悪く水が溜まる	蓋上部に水がたまる 道路との擦付けが悪い
	蓋・受け枠	蓋・受け枠の破損・クラック	管路協	蓋・受け枠にクラックや欠けがある	—	—
		蓋の不整合、ガタツキ	管路協	ガタガタ音がする	蓋周囲に土砂が溜まる	開閉しにくい
		発錆	管路協	—	多量発錆 (casting 表示が見えないほど多量の発錆あり)	少量発錆 (casting 表示が見えるが少量の発錆あり)
		磨耗	管路協、 下水道新技術推進機構	表面がつるつるしている (車歩道とも溝高: 2mm 以下)	磨耗が大 (車道部溝高: 2～3mm 以下)	磨耗が小 (歩道部溝高: 2～3mm 以下)
人孔内部	調整部	調整部状況	管路協	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ	調整モルタル及びリングのずれ・クラック
	斜壁・直壁 (管口部含む)	腐食	管路協	鉄筋露出 (表面 pH: 1 程度)	骨材露出 (表面 pH: 3 未満)	表面の荒れ (表面 pH: 3 以上 5 未満)
		破損	管路協	欠落(陥没)	全体に亀裂	軽微な破損 (A・B 以外)
		クラック	管路協	全体がクラック (人孔全周、幅 5mm 以上)	部分的にクラック (人孔半周、幅 2～5mm 以上)	軽微なクラック (幅 2mm 未満)
		隙間・継手ズレ	管路協	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ
		浸入水	管路協	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態
		木根侵入	管路協	内径の 50% 以上	内径の 10～50% 以上	内径の 10% 未満
		堆積状況	管路協	管径の 1/3 以上の付着	管径の 1/10 以上 1/3 未満の付着	管径の 1/10 未満の付着
	足掛金具	腐食・劣化状況	管路協	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生
	インバート	インバート状況	管路協	インバートがない	部分的な欠損	—
		堆積状況	管路協	閉塞している	内径の 50% 以上閉塞	部分的な付着
	全体	臭気	管路協	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生

※管路協: 下水道管路施設維持管理マニュアル 2007 年版

※下水道新技術機構: 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル 2012 年 3 月

表 2-1 マンホール点検・調査記録表

マンホール点検・調査票										
人孔No.	《No》		人孔サイズ	《Size》 cm		流入管本数		《n》 本		
調査実施日	《Date》		天候	《Weather》		記録者		《Name》		
道路種別 (国道・県道・市町村道・私道・その他)			《Type》			占用位置 (車道・歩道・その他)		《Place》		
部位	異常項目	判定基準			調査結果	劣化状況メモ	写真No	定量調査		
		Aランク	Bランク	Cランク						
蓋及び路面	路面	路面状況	クラックや欠けがある	—	—	《Result001》	《Note001》	《Photo001》	鉄蓋活荷重	《Survey009》
		マンホール埋没・不陸	通行に支障を来す	段差が生じている、擦りけが悪く水がたまる	蓋上部に水がたまる、道路との擦り付けが悪い	《Result002》	《Note002》	《Photo002》	地盤からの段差長	《Survey001》 cm
	蓋・受け枠	蓋・受け枠の破損・クラック	蓋及び受け枠に破損・クラック、欠けがある。	—	—	《Result003》	《Note003》	《Photo003》	鉄蓋摩耗量 ^{※1} (溝高さ)	《Survey002》
		蓋の不整合、ガタツキ	ガタガタ音がする	蓋周囲に土砂が溜まる	開閉しにくい	《Result004》	《Note004》	《Photo004》	鉄蓋裏製造年度	《Survey003》
		蓋の摩耗	表面がつるつるしている(車歩道とも溝高:2mm以下)	が大(車道部溝高:2~3mm以下)	少量発錆、磨耗が小(歩道部溝高:2~3mm以下)	《Result005》	《Note005》	《Photo005》	落下防止柵の有無	《Survey004》
		蓋の発錆	—	多量発錆(錆出し表示が見えないほど多量の発錆あり)	少量発錆(錆出し表示が見えるが少量の発錆あり)	《Result024》	《Note024》	《Photo024》		
人孔内部	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ	調整モルタル及びリングのずれ・クラック	《Result006》	《Note006》	《Photo006》	調整部高さ	《Survey005》
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ	《Result007》	《Note007》	《Photo007》		
		破損	欠落(陥没)	全体に亀裂	軽微な破損(A・B以外)	《Result008》	《Note008》	《Photo008》		
		クラック	全体がクラック(管全周、幅5mm以上)	部分的にクラック(管半周、幅2~5mm以上)	軽微なクラック(幅2mm未満)	《Result009》	《Note009》	《Photo009》		
		隙間・継手ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ	《Result010》	《Note010》	《Photo010》		
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態	《Result011》	《Note011》	《Photo011》		
		侵入根	内径の50%以上	内径の10~50%以上	内径の10%未満	《Result012》	《Note012》	《Photo012》		
	直壁(管口部含む)	腐食	鉄筋露出(表面pH:1程度)	骨材露出(表面pH:3未満)	表面の荒れ(表面pH:3以上5以下)	《Result013》	《Note013》	《Photo013》	Co表面pH ^{※2} (上流管口)	《Survey006》
		破損	欠落(陥没)	全体に亀裂	軽微な破損(A・B以外)	《Result014》	《Note014》	《Photo014》	Co表面pH ^{※2} (下流管口)	《Survey007》
		クラック	全体がクラック(管全周、幅5mm以上)	部分的にクラック(管半周、幅2~5mm以上)	軽微なクラック(幅2mm未満)	《Result015》	《Note015》	《Photo015》		
		隙間・継手ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ	《Result016》	《Note016》	《Photo016》		
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんでいる状態	《Result017》	《Note017》	《Photo017》		
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10~50%以上	内径の10%未満	《Result018》	《Note018》	《Photo018》		
		堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/3~1/10の付着	管径の1/10未満の付着	《Result019》	《Note019》	《Photo019》		
	足掛金具	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生	《Result020》	《Note020》	《Photo020》	足掛本数 ^{※3}	《Survey008》
	インバート	インバート状況	インバートがない	部分的な欠損	—	《Result021》	《Note021》	《Photo021》		
		堆積状況	閉塞している	内径の50%以上閉塞	部分的な付着	《Result022》	《Note022》	《Photo022》		
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生	《Result023》	《Note023》	《Photo023》		

※1 鉄蓋の摩耗量、調整部高さは、全ての箇所測定する。

※2 コンクリート表面pHは、硫化水素によるコンクリート腐食の可能性がある場合(圧送管吐出先部など)に測定する。

※3 足掛本数は、点検実施時に残存している本数とする。

表 2-2 仕切弁等点検・調査記録表

仕切弁等点検・調査記録表				
弁 管 理 番 号			点 検 日	年 月 日
所 属 / 受 託 者			担 当 者	
設 置 場 所			過 去 の 修 理 歴	無 ・ 有 回
呼 び 径		φ mm	弁 の 種 類	ソフトシール仕切弁
開 閉 方 向		右開き・左開き	製 造 業 者	
フ ラ ン ジ 規 格		7.5K・10K・16K・20K	製 造 年	
点 検 項 目		点 検 内 容	点 検 結 果	備 考
1	鉄 蓋	外観(破損、腐食)	無	
2		据付状態(ガタツキ)	無	
3		開閉操作性	良	
4	鉄 蓋 回 り	舗装状態(不陸、段差)	無	
5	弁室・弁きょう	弁室の状況(埋没の有無)	無	
6		槽内(弁室)侵入水の状況	無	
7	外 観	外面塗装の剥離・錆・腐食	無	
8		フランジ部・接続部漏水	無	
9		グランド部漏水	無	
10		弁座部漏水	無	
13		ボルト・ナット類の緩み	無	
15		開放ギヤ駆動部	良	錆、潤滑状態
16		ギャップ軸・中間軸の曲り	無	操作機付の場合
17		使 用 状 況	異常音・異常振動	無
18	開閉状態確認		良	
19	機 能 点 検	開閉操作状況	良	
20		全閉時の漏水	無	
特記事項			オフセット図(現場概略図)	
			修繕を依頼する場合	
			担当部門:	
				監督員

別紙 11 マンホールポンプ保守点検業務報告書記載要領

1. 一般事項

- (1) 年次報告書は、本要領に従い作成すること。
- (2) 様式は、A4 版横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、点検実施年度、MP 管理番号、期間、発注者名、受注者名等を記入すること。
また、背表紙にも点検実施年度、管理番号、件名、期間、発注者名、受注者名等を記入すること。

2. 記載事項

年次報告書は、下記の事項について内容を明記すること。点検集計表及び点検記録表に用いる様式や凡例は発注者と協議して決定するものとする。なお、点検判定基準及び点検記録表は表 3 によるものとし、この帳票の入力フォーマットファイル（Excel ファイル）は、発注者より提供するものとする。

表 3 マンホールポンプ保守点検記録表

マンホールポンプ保守点検記録表

ポンプ施設名称		号数	1号機	2号機
請負業者		諸元 ポンプ(羽根車)型式		
点検者氏名		メーカー名		
		メーカー型式		
		ポンプ製造番号		
		ポンプ製造年月		

点検日		判定基準	判定	参考欄
電源電圧(V)		200V±20V		出力(KW)
運転時間(H)	1号機 2号機			口径(mm)
前回		大幅な偏りのないこと		定格電流(A)
今回				揚程(m)
差				吐出力(m3/分)
運転回数(C)	1号機 2号機			
前回				判定内容
今回				正常 ○
差				要注意 △
運転電流(A)		定格値以下		要対応 ×
絶縁抵抗(MΩ)		0.2MΩ以上		
区分	点検内容	点検方法	判定基準	判定
マン ホ ー ル	マンホール蓋の開閉状態・損傷	目視	異常、損傷のないこと	
	マンホール内の異物、浮遊物の堆積	目視	清掃の必要性を判断すること	
	槽内配管、ガイドパイプの外観	目視	異常、損傷、発錆のないこと	
	動力、制御、水位計ケーブルの状態	目視	ねじれ、損傷のないこと	
	流入パツフルの状態	目視	ゴミの付着がないこと	
	マンホール接続部(流入部)の状態	目視	ゴミの付着がないこと	
ポ ン プ ・ 水 位 計	運転時のポンプ、逆止弁の状態	運転	振動・異常音のないこと	
	ポンプ吊上チェーンの状態	目視	ねじれ、損傷、発錆のないこと	
	水位計の設置状態	目視	異物の付着がないこと	
	フロートスイッチの動作	強制作動	正常なバックアップ運転を行えること。	
	チェーン・ガイドパイプの状態	目視	異常がないこと	
	羽根車の状態	目視	摩耗、異物絡み付きがないこと	
	ケーシングの外観状態	目視	損傷、発錆がないこと	
	潤滑油の状態	抜取	異常がないこと	
	キャブタイヤケーブルの状態	目視	異常がないこと	
	その他ポンプ外観	目視	異常がないこと	
制 御 盤	制御盤の設置状態	目視	ガタツキ、損傷、発錆がないこと	
	制御盤の内部状態	目視	ほこり、ゴミ、結露のないこと	
	各表示灯の点灯状態	目視	正しく点灯すること	
	漏電遮断器の作動状態	作動確認	正常作動すること	
	保護リレーの作動状態	作動確認	正常作動すること	
	自動通報装置の作動状態	作動確認	正常作動すること	

【記事】

ピンク: 選択
 黄 色: 入力
 水 色: ピンクからリンク
 緑 色: 判定(○・△・×)

別紙 12 業務準備期間の実施方法等

契約締結日から履行開始日までの期間を業務準備期間として、受注者に対し、仕様書に記載している業務内容の具体的な実施方法や実施時期等の把握を目的に、これまで秋田県及び関連市町村が実施してきた対象業務全般にわたる引継ぎを行う。

業務準備期間における具体的な内容・実施方法等は、以下に示すとおりとする。なお、準備期間において、受注者が実施する内容・方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で受注者が負うべき責任を免れることはできない。

1. 実施計画

(1) 引継ぎ方法

- ① 準備期間における引継ぎは、受注者の負担により発注者及び次期受注者に実施するものとする。
- ② 受注者は事業着手前に、前受注者若しくは発注者より本事業に係る引継ぎを受けるものとする。

(2) 実施計画

- ① 受注者は履行期限 1 か月前までに、業務引継ぎに係る実施計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ② 発注者と受注者は、受注者が提出した実施計画書について 1 4 日以内に検討・協議し実施内容を決定する。

実施計画書に変更があるときは、変更当事者が速やかに相手方に通知すること。

2. 実施内容

(1) 対象施設の特性の把握

- ① 台帳図及び現地確認等による本件施設の位置等の把握
- ② 過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の把握
- ③ データベース等保管情報の運用方法についての把握
- ④ その他発注者又は受注者が必要とする事項

(2) 業務実施に関する書類等の作成方法

- ① 運営期間における維持管理計画書の作成方法
- ② 月間維持管理計画書の作成方法
- ③ 業務報告に関する書式の作成方法
- ④ 緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法
- ⑤ その他発注者又は受注者が必要とする事項

3. その他

準備期間の実施にあたって疑義ある場合は、発注者及び受注者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決するものとする。また、準備期間以降についても受注者は、次の受注者が確認等したい事項が生じた場合には、誠意を持って対応すること。

別紙 13 リスク分担表

リスク項目			リスク分担			リスク分担の具体的内容	備考
			発注者 (秋田県)	発注者 (市町村)	受注者		
入札・契約	入札手続 リスク	入札説明、入札手続きの誤り等	○			入札説明書の訂正、入札手続きの更正等により選定受注者に発生した追加費用を秋田県が負担する。	
	契約 リスク	落札者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	○		○	契約遅延の原因が発注者側にある場合は、契約の遅延により発注者に発生した追加費用を秋田県が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は秋田県及び関連市町村が負担する。同様に事業が中止となった場合にも発生する追加費用を秋田県及び関連市町村が負担する。	
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法			○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は受注者が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用についても受注者側が負担する。	
	税制変更 リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は秋田県及び関連市町村が負担する。同様に事業が中止となった場合にも発生する追加費用を秋田県及び関連市町村が負担する。	
		法人税率の変更、受注者の利益に課される税制度の変更			○	税制変更により発生する増加費用は、受注者が負担する。	
	許認可 リスク	事業管理者として発注者が取得すべき許認可の遅延	○	○		当該許認可取得の遅延に伴い受注者側に発生した増加費用は秋田県及び関連市町村が支払う。	
		当該事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延			○	当該許認可取得の遅延に伴い発注者側に発生した増加費用を受注者が支払う。	
社会リスク	住民対応 リスク	本事業の実施に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応、 受注者が行う業務に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応、	○	○		秋田県及び関連市町村が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して受注者側に発生した増加費用を秋田県及び関連市町村が支払う。 受注者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して発注者側に発生した増加費用を受注者が支払う。	
	環境 リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、臭気等)に関する対応			○	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。	
経済リスク	資金調達 リスク	事業に必要な資金の確保			○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は受注者が負担する。	
	物価変動 リスク	事業期間の物価変動	○	○	○	一定の範囲内の物価変動(インフレ/デフレ)による費用増大リスクは受注者が負うものとするが、一定の範囲を超える著しい物価変動が生じた場合は、協議の上、秋田県及び関連市町村が負担する。	
	金利変動 リスク	事業期間の金利変動			○	各種業務の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	
第三者賠償リスク	避けがたいリスク		○	○		仕様・要求水準に従い業務を遂行しても避けることができないリスクについては秋田県及び関連市町村が負担する	
	施設の瑕疵リスク				○	契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては秋田県及び関連市町村が負担する	
	不法行為によるリスク				○	受注者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは受注者が負担する。	
	業務遂行の不備によるリスク				○	施設の点検及び修繕等の業務遂行の不備・未達によるものは受注者が負担する。	
事業の中止や 債務不履行等のリスク	事業の中止・延期・不能リスク(不可抗力を除く)		○	○		実施契約にない発注者の要因(事由)によるものは秋田県及び関連市町村が負担する。 ※上記以外は受注者が負担する	
	受注者の債務不履行リスク				○	事業の中断・放棄等、また、受注者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達、アウトプット・インプット・アクション目標の未達や不適合の場合は受注者が負担する。	
	発注者側の債務不履行リスク		○	○		債務不履行は秋田県及び関連市町村が負担する。	
業務内容変更のリスク	管路法定点検・MH蓋点検(流域のみ)・MP保守点検・住民対応業務の変更リスク		○	○		発注者側の責(帰責事由)による業務内容等の変更によるリスクは秋田県及び関連市町村が負担する。	
事業終了手続きリスク	業務移行期間の費用リスク		○	○	○	業務の業務移行期間に要する費用に関するリスクは発注者側と受注者側で協議の上負担する。	
不可抗力リスク	想定以上の暴風、豪雨、高潮等の自然災害、および騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止		○	○		不可抗力による施設損害に関する修復費用は秋田県及び関連市町村が負担する。 不可抗力による事業の変更、中止に伴い、受注者に発生した追加費用についても秋田県及び関連市町村が負担する。	
維持管理に係るリスク	点検・修繕費用 増大リスク	受注者の責めにより、点検や修繕に要する費用が当初想定を上回る場合			○	維持管理費用や修繕費用の増大部分は受注者が負担とする。	
		発注者の指示による仕様変更等で、点検や修繕に要する費用が当初想定を上回る場合	○	○		維持管理費用や修繕費用の増大部分は秋田県及び関連市町村が負担とする。	
		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注時の想定以上に増加した場合	○	○		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用の増大部分は秋田県及び関連市町村が負担とする。	
	業務中の事故 リスク	受注者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合			○	施設損害に関する修復費用は受注者が負担する。 事業の変更、中止に伴い、発注者に発生した追加費用は受注者が負担する。	
		受注者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○	○	○	施設損害に関する修復費用は発注者側と受注者側が協議により決定し負担する。 事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	
		業務中に第三者に障害を負わせた場合、または住宅等の財産を破損させた場合			○	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は受注者が行う。 事業の変更、中止に伴い、発注者側に発生した追加費用は受注者が負担する。	
	道路陥没 リスク	業務期間・対象区域において、維持管理後の後始末や点検時の不適切な対応により道路陥没が発生した場合 業務期間・対象区域において、業務が未実施の箇所、道路陥没が発生した場合			○	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は受注者が負担する。 事業の変更、中止に伴い、発注者側に発生した追加費用は受注者が負担する。 道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は秋田県及び関連市町村が負担する。 事業の変更、中止に伴い、発注者側に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	

秋田県下水道管路等包括管理業務委託

現 場 説 明 書 (条件明示)

令和7年2月

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

1. 積算

(1) 委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施している。

- ・土木工事標準積算基準書（共通編） 令和6年10月以降適用
秋田県
- ・下水道施設維持管理積算要領 2020年版
公益社団法人 日本下水道協会
- ・下水道管路管理積算資料 ― 2023 ―
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
- ・令和6年改訂版 水道事業実務必携
全国簡易水道協議会

(2) 諸経費体系については下水道施設維持管理積算要領（日本下水道協会）及び下水道管路管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）を参考としている。共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率を算出するための計算式や変数値については、これらの資料に記載の値を土木工事標準積算基準書 令和6年10月以降適用（秋田県）に定められた値に置き換えて積算している。なお、管路施設の点検、修繕については、以下のように積算している。

工種	共通仮設費（率計上分）	備考（対象）
管路点検工	対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 0.5 × 施工地域を考慮した補正係数	点検（管口カメラ） 点検（入孔） 点検（マンホール蓋） 点検（仕切弁等） 住民対応業務 統括管理
管路修繕工	率分基本式を適用	計画的修繕工 応急修繕工

(3) 管路点検・マンホール蓋点検・空気弁等点検における標準作業量については、以下のように設定して積算している。

・管口カメラ点検工（市町村）	現場作業 調書作成	25基／日 50基／日
・マンホール蓋点検工（市町村）	現場作業 調書作成	40基／日 80基／日
・管口カメラ点検工（流域下水道）	現場作業 調書作成	10基／日 50基／日
・点検工（入孔）（流域下水道）	現場作業 現場作業 現場作業 調書作成	4基／日（6m以下） 3基／日 （6m超～10m以下） 2基／日（10m超） 50基／日
・仕切弁等点検工（流域下水道）	現場作業 調書作成	10基／日 80基／日

（４）管路点検・マンホール蓋点検・空気弁等点検における共通仮設費（積上げ）については、以下のように積算している。

- ・管口カメラ点検工（市町村）、マンホール蓋点検工（市町村）
交通誘導警備員B 24人
- ・点検工（入孔）（流域下水道）＋管口カメラ点検工（流域下水道）
交通誘導警備員B 134人
- ・安全費（点検工（入孔）に係る作業）
70日

（５）管路施設にかかる住民対応業務「（１）現地確認作業」については、以下のように積算している。

- ・普通作業員 2人×2時間＝4時間
- ・ライトバン運転工 2時間

(6) 管路施設にかかる住民対応業務「(2) 安全管理対策作業」については、以下のように積算している。

- ・普通作業員 3人×3時間＝9時間

- ・ライトバン運転工 2時間

(7) 管路点検における安全費については、以下のように積算している。

- ・ガス検知器損料 1日

- ・送風機運転工 1日

(8) 管路点検における送風機運転工については、以下のように積算している。

- ・特殊作業員 1人

- ・発動発電機運転工 2KVA 2.7kw 1日

- ・送風機損料 軸流式 風量50／60m³/min 1日

(9) 小破修繕のうち、計画的修繕については、以下の箇所数を見込んで積算している。

- ・マンホール鉄蓋取替 車道上φ600 T-25 15箇所

- ・マンホール鉄蓋取替 歩道上φ600 T-14 15箇所

(10) 小破修繕のうち、応急修繕については、過年度の実績から予定金額として、直接業務費で令和7年度に6,000千円、令和8年度に6,000千円を見込んで積算している。

(11) マンホール形式ポンプ場における「保守点検業務費（日常点検）」「その他の業務費（日常点検）」「吊上げ点検業務費」「その他の業務費」については、別表1，2により数量と単価を算出している。

(12) マンホール形式ポンプ場における緊急対応業務については、以下のとおり

積算している。

- ・普通作業員 2人×1時間＝2時間
- ・単価割増

平日日中	1.00
平日夜間	1.25
平日深夜	1.50
休日日中	1.35

(13) マンホール形式ポンプ場における緊急対応業務の時間は、過年度の実績等を元に以下のとおり設定した上で積算している。

自治体	平日日中 (h/年)	平日夜間 (h/年)	平日深夜 (h/年)	休日日中 (h/年)	計 (h/年)
潟上市	25.6	25.6	6.4	6.4	64.0
三種町	2.4	2.4	0.6	0.6	6.0
五城目町	7.6	7.6	1.9	1.9	19.0
八郎潟町	2.4	2.4	0.6	0.6	6.0
井川町	7.6	7.6	1.9	1.9	19.0

別表1

表1-2 保守点検作業時間・巡回距離・巡回体制等

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
保守点検所要時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
巡回	区間距離	km	2.0	2.0	2.0	2.0	
	距離計	km	8.0				
条件	速度	km/h	30				
	体制	人	2				
	頻度	回/日	1/30				

表1-3 その他の業務作業時間

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
その他の業務時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

表1-4 保守点検所要日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	③ 保守点検 所要時間 (hr)	④ 保守点検 所要日数 (日)	⑤=②×④ 年間所要日数
No.1	1/30	13	0.5	0.31 ③集計 ÷8hr	4.03
No.2			0.5		
No.3			0.5		
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			2.5		

表1-5 巡回所要日数

① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	1巡回当たり所要日数			⑥=②×⑤ 巡回年間 所要日数 (日)
		③ 巡回距離 (km)	④ 巡回速度 (km/hr)	⑤ 所要日数 (日)	
1/30	13	8.0	30	0.03 ③/④/8	0.39

表1-6 保守点検業務職種別業務人数計算表

① 基本人数 (巡回体 制) (人/日)	②			③ 年間延べ 業務人数 (人)	④ 業務実施 割合補正	職種別業務人数			
	(a) 保守点検 所要日数 (日)	(b) 巡回 所要日数 (日)	計 (日)			職種	⑤ 職種別 構成比率 (%)	③×④× ⑤ 計算値 (人)	計上値
2	4.03	0.39	4.42	8.84	1.0	業務統括 責任者	5	0.44	0.4
						副総括	15	1.32	1.3
						主任	30	2.65	2.6
						技術員	25	2.21	2.2
						技能員	25	2.21	2.2
						人数計			8.7

表1-7 その他の業務基準日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回／日)	② 年間巡回数 (回)	③ その他の業務の 所要時間 (hr)	④ その他の業務の所 要日数 (日)	⑤＝②×④ 基準日数 (日)
No.1	1/30	13	0.5	0.31	4.03
No.2			0.5		
No.3		365×1/30	0.5	③集計÷8hr	
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			③		
			2.5		

表1-8 その他の業務職種別業務人数計算表

① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③=①×② 年間延べ業務人数	職種別業務人数			
			職種	④ 比率 (%)	③×④ 計算値 (人)	計上値 (人)
2	4.03	8.06	業務総括責任者			
			副総括			
			主任	10	0.806	0.8
			技術員			
			技能員	20	1.61	1.6
			その他	70	5.642	5.6
			人数 計			8

表1-9 職種別労務単価基準額

①電工労務単価 (円/人・日)	職種	② 補正率	③=①×② 職種別労務単価	
			計算値 (円/人・日)	計上値 (円/人・日)
24,200	業務総括責任者	1.30	31,460	31,400
	副総括	1.15	27,830	27,800
	主任	1.00	24,200	24,200
	技術員	0.90	21,780	21,700
	技能員	0.75	18,150	18,100
	その他	0.60	14,520	14,500

別表2

表2-2 保守点検作業時間・巡回距離・巡回体制等

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
保守点検所要時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
巡回	区間距離	km	2.0	2.0	2.0	2.0	
	距離計	km	8.0				
条件	速度	km/h	30				
	体制	人	2				
	頻度	回/日	1/60				

表2-3 その他の業務作業時間

項目			ポンプ場名				
			No.1	No.2	No.3	No.4	No.5
その他の業務時間		hr	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

表2-4 保守点検所要日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	③ 保守点検 所要時間 (hr)	④ 保守点検 所要日数 (日)	⑤=②×④ 年間所要日数
No.1	1/30	7	0.5	0.31 ③集計 ÷8hr	2.17
No.2			0.5		
No.3			0.5		
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			2.5		

表2-5 巡回所要日数

① 巡回頻度 (回/日)	② 年間巡回 回数 (回)	1巡回当たり所要日数			⑥=②×⑤ 巡回年間 所要日数 (日)
		③ 巡回距離 (km)	④ 巡回速度 (km/hr)	⑤ 所要日数 (日)	
1/30	7	8.0	30	0.03 ③/④/8	0.21

表2-6 保守点検業務職種別業務人数計算表

① 基本人数 (巡回体 制) (人/日)	②			③ 年間延べ 業務人数 (人)	④ 業務実施 割合補正	職種別業務人数			
	(a) 保守点検 所要日数 (日)	(b) 巡回 所要日数 (日)	計 (日)			職種	⑤ 職種別 構成比率 (%)	③×④× ⑤ 計算値 (人)	計上値
2	2.17	0.21	2.38	4.76	1.0	業務統括 責任者	5	0.23	0.2
						副総括	15	0.71	0.7
						主任	30	1.42	1.4
						技術員	25	1.19	1.1
						技能員	25	1.19	1.1
						人数計			4.5

表2-7 その他の業務基準日数

ポンプ場名	① 巡回頻度 (回／日)	② 年間巡回数 (回)	③ その他の業務の 所要時間 (hr)	④ その他の業務の所 要日数 (日)	⑤＝②×④ 基準日数 (日)
No.1	1/30	7	0.5	0.31	2.17
No.2			0.5		
No.3		365×1/60	0.5	③集計÷8hr	
No.4			0.5		
No.5			0.5		
			③		
			2.5		

表2-8 その他の業務職種別業務人数計算表

① 基準人数 (人/日)	② 基準日数 (日)	③=①×② 年間延べ業務人数	職種別業務人数			
			職種	④ 比率 (%)	③×④ 計算値 (人)	計上値 (人)
2	2.17	4.34	業務総括責任者			
			副総括			
			主任	10	0.434	0.4
			技術員			
			技能員	20	0.87	0.8
			その他	70	3.038	3.0
			人数 計			4.2

表2-9 職種別労務単価基準額

①電工労務単価 (円/人・日)	職種	② 補正率	③=①×② 職種別労務単価	
			計算値 (円/人・日)	計上値 (円/人・日)
24,200	業務総括責任者	1.30	31,460	31,400
	副総括	1.15	27,830	27,800
	主任	1.00	24,200	24,200
	技術員	0.90	21,780	21,700
	技能員	0.75	18,150	18,100
	その他	0.60	14,520	14,500

参 考 図 書

業務委託番号・業務名	令和7－8年度（債務負担） 秋田県下水道管路等包括管理業務委託
「留意事項」 1 参考図書は「真摯で機動性のある見積り」を目的に提示するものである。 2 参考図書は、発注者が用いた積算資料を、参考として提示するもので、契約上拘束するものではない。 3 参考図書の内容は、設計図書の変更あるいは誤びゅうによるもの以外、設計変更の対象としない。	

内 1 号

管口カメラ点検工(市町村 流域下水道共通)

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
調 査 補 助 員	測量補助員		人			
管 口 カ メ ラ 損 料			時間			
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (3)	1.5L 56kw		日			第1号単価表
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量):流域下水道					10基/日
〃	(金額)÷(1日当たり標準作業量):市町村					25基/日

内 2 号

入孔点検工(流域下水道) 6m以下

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
調 査 補 助 員	測量補助員		人			
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (2)	1.5L 56kw		日			第2号単価表
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量)					4基/日

内 3 号

点検工(流域下水道) 6～10m

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
調 査 補 助 員	測量補助員		人			
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (2)	1.5L 56kw		日			第2号単価表
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量)					3基/日

内 4 号

点検工(流域下水道) 10m～

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
調 査 補 助 員	測量補助員		人			
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (2)	1.5L 56kw		日			第2号単価表
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量)					2基/日

内 5 号

マンホール蓋点検工(市町村)

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 補 助 員	測量補助員		人			
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (2)	1.5L 56kw		日			第2号単価表
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量)					40基/日

内 6 号

仕切弁等点検工(流域下水道)

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 補 助 員	測量補助員		人			
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (2)	1.5L 56kw		日			第2号単価表
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量)					10基/日

内 7 号

調書作成・システム登録(管口カメラ点検工)

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管 理 主 任 技 師	技師(A)		人			
管 理 技 師	測量主任技師		人			
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
諸 雑 費			式			労務費の3%
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量)					50基/日

内 8 号

調書作成・システム登録(入孔点検工)

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管 理 主 任 技 師	技師(A)		人			
管 理 技 師	測量主任技師		人			
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
諸 雑 費			式			労務費の3%
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額) ÷ (1日当たり標準作業量)					50基/日

内 9 号

調書作成・システム登録(仕切弁等点検工)

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管 理 主 任 技 師	技師(A)		人			
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
諸 雑 費			式			労務費の3%
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額) ÷ (1日当たり標準作業量)					80基/日

内 10 号

調書作成・システム登録(マンホール蓋点検工)

1基当たり

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
管 理 主 任 技 師	技師(A)		人			
調 査 技 師	測量技師		人			
調 査 技 師 補	測量技師補		人			
諸 雑 費			式			労務費の3%
計						1日当たり
1 基 当 た り	(金額)÷(1日当たり標準作業量)					80基/日

内 11 号

住民対応業務

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
【通報初動対応】						
(1) 現地確認作業		1	回			内12号
(2) 安全管理対策作業		1	回			内13号
合計(1) + (2)						

内 12 号

窓口対応 平日日中

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
【現地確認作業】						
普 通 作 業 員			時間			1日8hとして単価算出 2人×2h=4h
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (1)			時間			第6号単価表
計						1件あたり

内 13 号

窓口対応 平日日中

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
【安全管理対策作業】						
普 通 作 業 員			時間			1日8hとして単価算出 3人×3h=9h
ラ イ ト バ ン 運 転 工 (1)			時間			第6号単価表
計						1件あたり

内 14 号

関係者協議資料作成・調整

(1月当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
【関係者協議資料作成・調整】						
管 理 技 師	測量主任技師		人			資料作成0.25人/月・協議0.25人/月
						12ヶ月×2年
管 路 調 査 技 師	測量技師		人			資料作成0.25人/月・協議0.25人/月
						12ヶ月×2年
計						
						1件あたり

内 15 号

計画的修繕

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
【マンホール蓋取替等】						
マ ン ホ ー ル 鉄 蓋 取 替	車道上 φ600 T-25		箇所			
		15				第8号単価表
マ ン ホ ー ル 鉄 蓋 取 替	歩道上 φ600 T-14		箇所			
		15				第9号単価表
計						

内 16 号

緊急修繕

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
【漏水等応急対応】						
漏 水 箇 所 等 応 急 対 応			8 箇所			直上1,500千円×4箇所/年
						×2年
計						

内 17 号

安全費(積み上げ分)

(1日当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガ ス 検 知 器 損 料			日			
送 風 機 運 転 工			日			内18号
計						

内 18 号

送風機運転工

(1日当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
特 殊 作 業 員			人			
発 動 発 電 機 運 転 工	2KVA 2.7kw		日			第7号単価表
送 風 機 損 料	軸流式 風量50/60m3/min		日			
計						

内 19 号

保守点検業務(1回／月点検)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者			人			別表1－6
						別表1－9
副 総 括			人			別表1－6
						別表1－9
主 任			人			別表1－6
						別表1－9
技 術 員			人			別表1－6
						別表1－9
技 能 員			人			別表1－6
						別表1－9
計						
1 カ 所 あ た り	(金額)÷5					

内 20 号

その他の業務(1回／月点検)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主 任			人			別表1－8
						別表1－9
技 能 員			人			別表1－8
						別表1－9
そ の 他			人			別表1－8
						別表1－9
計						
1 カ 所 あ た り	(金額)÷5					

内 21 号

保守点検業務(1回／2月点検)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務総括責任者			人			別表2-6
						別表2-9
副 総 括			人			別表2-6
						別表2-9
主 任			人			別表2-6
						別表2-9
技 術 員			人			別表2-6
						別表2-9
技 能 員			人			別表2-6
						別表2-9
計						
1 カ 所 あ た り	(金額)÷5					

内 22 号

その他の業務(1回/2月点検)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
主 任			人			別表2-8
						別表2-9
技 能 員			人			別表2-8
						別表2-9
そ の 他			人			別表2-8
						別表2-9
計						
1 カ 所 あ た り	(金額)÷5					

内 23-1 号

緊急対応業務(潟上市1年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初:全体の40% 64回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初:全体の40% 64回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初:全体の10% 64回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初:全体の10% 64回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

0

内 23-2 号

緊急対応業務(潟上市 2年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初:全体の40% 64回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初:全体の40% 64回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初:全体の10% 64回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初:全体の10% 64回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

内 23-3 号

緊急対応業務(三種町 1年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初: 全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0
作業員	平日夜間		h			当初: 全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初: 全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初: 全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0 割増 1.35(休日)
計						0

内 23-4 号

緊急対応業務(三種町 2年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初: 全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0
作業員	平日夜間		h			当初: 全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初: 全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初: 全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 0 割増 1.35(休日)
計						0

内 23-5 号

緊急対応業務(五城目町 1年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初:全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初:全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初:全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初:全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

内 23-6 号

緊急対応業務(五城目町 2年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初:全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初:全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初:全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初:全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

内 23-7 号

緊急対応業務(八郎潟町 1年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初:全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初:全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初:全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初:全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

内 23-8 号

緊急対応業務(八郎潟町 2年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初:全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初:全体の40% 6回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初:全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初:全体の10% 6回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

内 23-9 号

緊急対応業務(井川町 1年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初: 全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初: 全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初: 全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初: 全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

内 23-10 号

緊急対応業務(井川町 2年目)

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
作業員	平日日中		h			当初: 全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人)
作業員	平日夜間		h			当初: 全体の40% 19回*1h/回×40% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.25(残業)
作業員	平日深夜		h			当初: 全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.50(残業+深夜)
作業員	休日日中		h			当初: 全体の10% 19回*1h/回×10% 普通作業員2名×1h 21,200/8(円/h)×2(人) 割増 1.35(休日)
計						

内 24 号

直接経費

(1式当り)

項 目	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導員B			人			
クレーン装置付トラック	2t 2.9t吊り		日			
高压洗浄車			日			
率計上			式			直接業務費の4%
計						

市 況 ・ 見 積 資 材 一 覧 表 【 閲 覧 用 】

工事名	令和7－8年度(債務負担) 秋田県下水道管路等包括管理業務委託				
番号	名 称	規 格	単位	単 価	備考
1	管口カメラ損料	運転1時間当り	円	1,130	
2	送風機損料	運転1時間当り 軸流式 風量50/60m3/min	円	140	
3	発動発電機損料	運転1時間当り 2kVA	円	294	
4	ガス検知機損料	供用1日当り	円	528	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

秋田県下水道管路等包括管理業務共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 本要綱は、秋田県及び秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の関連市町村（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）が発注する下水道管路等包括管理業務（以下「業務」という。）に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運営形態)

第2条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(構成員数)

第3条 共同企業体の構成員数は、原則として2以上とする。

(構成員の組合せ)

第4条 共同企業体の構成員の組合せは、次条の構成員の要件を満たす者による組合せとし、業務ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 秋田県建設業者等級格付名簿に登録されている者であること。
- 二 その他契約担当者が必要として定める要件。

第5条の2 共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 臨海処理区内（秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、三種町、大潟村）のいずれかの市町村に本社を有している者であること。
- 二 その他契約担当者が必要として定める要件。

(出資比率)

第6条 契約担当者は、共同企業体の構成員の出資比率について、均等割の10分の6を下限とする。

(代表者)

第7条 代表者は、構成員のうち最大の業務遂行能力を有するものとし、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第8条 第5条の要件を満たす者による自主結成とする。

(入札公告)

第9条 契約担当者は、共同企業体の結成を入札の参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他入札に関する事項を明示して公告するものとする。

(資格申請)

第10条 入札に参加しようとする共同企業体は、公告で指定する期日までに次の書類を提出するものとする。

- 一 共同企業体入札参加資格確認申請書（様式1号）
- 二 共同企業体協定書（様式2号）

(存続期間)

第11条 共同企業体の存続期間は、入札の結果、秋田県が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

- 2 契約企業体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後3月を経過した日までとする。
ただし、当該期間満了後であっても当該業務につき契約不適合責任がある場合には、解散時における各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(共同企業体編成表)

第12条 契約企業体は、契約を締結したとき又は構成員の変更があったときは、速やかに、共同企業体編成表（様式3号）を提出しなければならない。

(構成員の変更等)

第13条 契約企業体は、その構成員が脱退、除名その他の事由により、新たな者を構成員として加えようとするときは、発注者は、当該契約企業体に対し申請書（様式4-1号）を提出させるものとし、承認する場合は承認書（様式4-2）により通知するものとする。

(本要綱の変更)

第14条 本要綱に関して、疑義が生じた場合は、秋田県と関連市町村との協議により、当要綱を変更できるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。

(様式第 1 号)

共同企業体入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

あて

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

秋田県が発注する下水道管路等包括管理業務（以下「業務」という。）の入札に参加したく、関係書類を添えて参加資格の確認を申請します。

なお、この申請の日から存続期間が終了する日までの間、次の権限を当共同企業体の代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委任事項

- 1 業務の遂行に関し、当企業体を代表して秋田県と折衝する権限
- 2 業務の入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 業務代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- 4 その他業務の遂行に関する諸届け及び諸報告の提出に係る一切の権限

使用印

(様式第2号)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、(業務名)業務(以下「業務」という。)を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所を(所在地)に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、(年 月 日)に成立し、業務の委託契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散するものとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

所在地 (所在地)

商号 (商号)

代表者 (代表者氏名)

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、(所在地)(商号)(代表者氏名)を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、秋田県と折衝する権限並びに入札書及び見積書の提出、受託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務について、秋田県と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (構成割合 %)

2 金銭以外の出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(業務分担)

第9条 各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(所在地) (商号) (代表者氏名) (分担する業務名)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (分担する業務名)

(所在地) (商号) (代表者氏名) (分担する業務名)

(運営委員会)

第10条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当企業体の取引金融機関は、(金融機関名)とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 当企業体は、業務の完了時に決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務期間途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、秋田県及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務期間途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第18条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務期間途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対しその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第19条 構成員のうちいずれかが業務期間途中において破産又は解散した場合においては、第17条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残

存構成員のうちいずれかを代表とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 21 条 当企業体が解散した後においても、業務に契約不適合責任があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 22 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(所在地)(商号)(代表者氏名)、他○名は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書(構成員数+1通)を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持する他、参加資格認定申請書に1通添付するものとする。

(年 月 日)

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

商号及び代表者

印

構成員の所在地

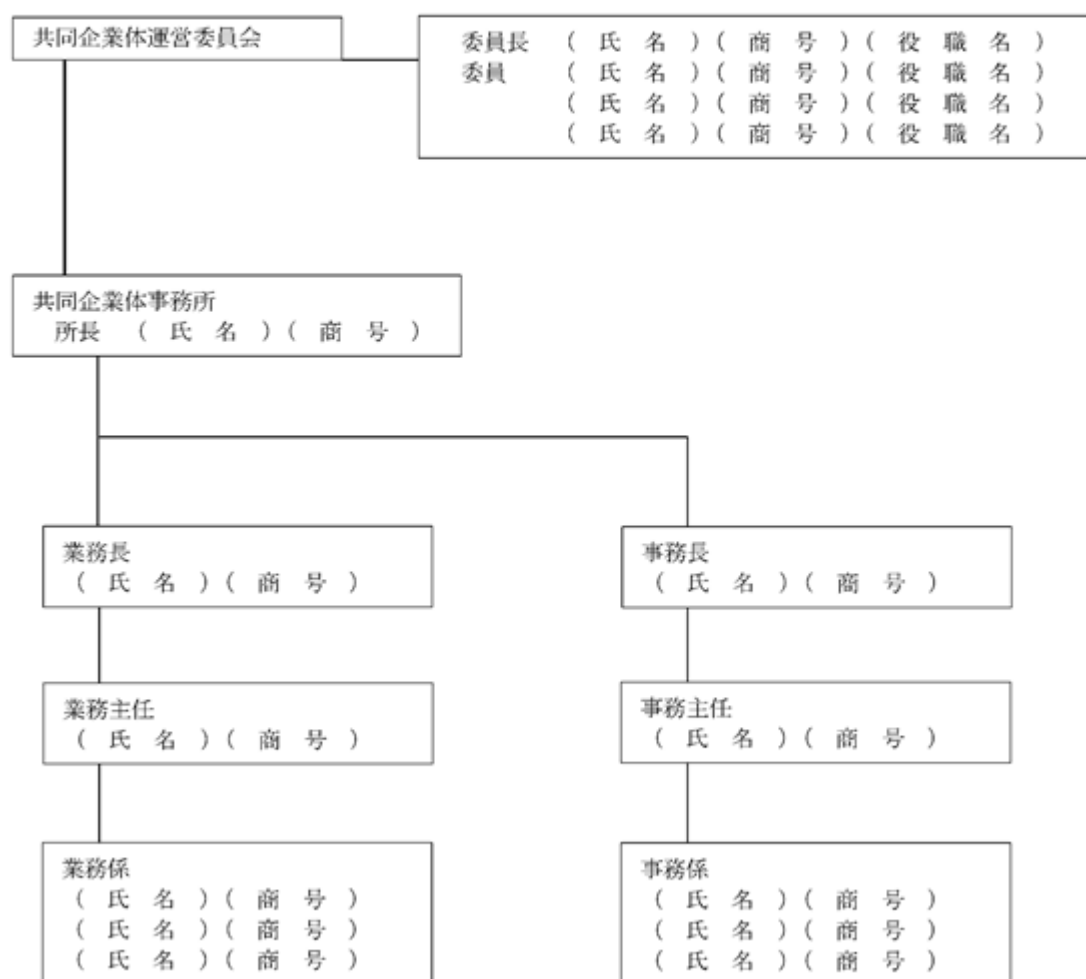
商号及び代表者

印

(様式第3号)

〇〇共同企業体編成表

〇〇共同企業体編成表 (例)



(様式第 4－1 号)

令和 年 月 日

契約担当者

あて

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者

印

共同企業体構成員の脱退（除名）及び加入について（申請）

このことについて、次のとおり実施したいので、秋田県下水道管路等包括管理業務共同企業体取扱要綱第 13 条により、関係書類を提出しますので、承認して下さるようお願い致します。

- 1 委託番号
- 2 委託名
- 3 脱退(除名)する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者

- 4 加入する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者

- 5 添付書類

- ・ 運営委員会において、構成員を脱退（除名し）、及び共同企業体への加入を承認した書類
- ・ 加入する構成員の同種業務及び類似業務の実績及びその添付書類（入札公告様式第 3 号）
- ・ 加入する構成員の保有資機材の状況（入札公告様式第 4 号）
- ・ 加入する構成員の産業廃棄物収集運搬業許可証及び浄化槽保守点検業者登録許可証の写し

※同種業務ア：下水道管路施設の点検又は調査業務

※同種業務イ：下水道又は集落排水施設のマンホール形式ポンプ場の保守点検業務

(様式第4－2号)

令和 年 月 日

共同企業体の名称

代表者の所在地

商号及び代表者 様

契約担当者

印

共同企業体構成員の脱退（除名）及び加入について（承認）

令和 年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり承認します。

- 1 委託番号
- 2 委託名
- 3 脱退(除名)する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者

- 4 加入する構成員

構成員の所在地

商号照合及び代表者

秋田県下水道管路等包括管理業務委託契約書（案）

- 1 業 務 名 秋田県下水道管路等包括管理業務委託
- 2 業務場所 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設
男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村が
所管している公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール
ポンプ形式ポンプ場
- 3 業務期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 契約金額 ￥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(契約金額に110分の10を
乗じて得た額) ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇－
- 5 契約保証金 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇－

上記の秋田県下水道管路等包括管理業務委託について、秋田県並びに男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村（以下これらの市町村を「関連市町村」といい、秋田県と合わせて「発注者」と総称する。）は、秋田県を関連市町村の代理人（以下秋田県知事 佐竹 敬久を「代表発注者」という。）として、本業務（第2条第1号に定義する。）の受注者である〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間で、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 通を作成し、代表発注者と受注者記名押印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

代表発注者

職氏名

秋田県知事 佐 竹 敬 久

受注者 〇〇〇〇共同企業体

代表者

住 所 〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇

構成員

住 所 〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、発注者が所管している下水道管路施設等の維持管理に係る業務（管路・マンホール蓋・仕切弁等の点検、管路の修繕、マンホール形式ポンプ場保守点検及びこれらに係る通報初動対応・緊急対応）を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設等に係る良好な機能維持及び維持管理のより一層の効率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- 一 「本業務」とは、秋田県下水道管路等包括管理業務委託に係る業務、即ち、維持管理業務及び住民対応業務並びにその他仕様書に定める業務の総称をいう。
- 二 「仕様書」とは、本業務に係る入札の過程において発注者から受注者に対して提示された、本業務を円滑に実施するために必要な諸条件を別途定めた本契約の一部となる書面をいう。
- 三 「改善措置請求」とは、第15条第2項に基づく請求をいう。
- 四 「本契約等」とは、本契約、仕様書及び業務計画書その他発注者が本業務に関して受注者に提示した書類の総称をいう。
- 五 「履行開始日」とは、令和4年4月1日をいう。
- 六 「履行期間」とは、履行開始日から次号に定める履行期間満了日までの期間をいう。
- 七 「履行期間満了日」とは、令和7年3月31日をいう。
- 八 「業務移行期間」とは、履行期間の最終1ヶ月間をいう。
- 九 「業務準備期間」とは、本契約締結日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- 十 「成果品」とは、仕様書に基づいて受注者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- 十一 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰することができない事由をいう。
- 十二 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- 十三 「本件施設」とは、発注者が管理する下水道管路施設等（管渠、マンホール（蓋を含む）、取付管、公共枿、マンホールポンプ）その他仕様書に定める施設をいう。
- 十四 「業務計画」とは、第11条第1項に定める業務計画書及び仕様書に定める維持管理に関する計画書の総称をいう。
- 十五 「契約金額」とは、履行期間中の委託料の総額である頭書第4項記載の金額をいう。

(総則)

第3条 発注者及び受注者は、本契約に基づき、仕様書に従い、日本国の法令等を遵守し、本契約を履行する。

- 2 受注者は、履行期間中、仕様書に示す業務場所にて本業務を行うとともに、その完了時に成果品を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、仕様書の内容に沿って本業務を実施及び成果品を完成させるため、本業務に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、本契約若しくは仕様書に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議があるときを除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその

責任において定めるものとする。

- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 本契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 10 本契約で別に定めのない限り、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づく行為について、代表発注者又は発注者のうち代表発注者の指定する者に対して行わなければならない、受注者が代表発注者又は代表発注者の指定する者に対して行った行為は、当該行為の性質に反しない限り、当該行為に係るすべての発注者に対して行ったものとみなされる。また、発注者は、代表発注者又は発注者のうち代表発注者の指定する者が本契約に基づき受注者に対して行った行為について、当該行為の性質に反しない限り、当該行為に係るすべての発注者が行ったものとみなすことができる。さらに、発注者は、それぞれ、自らの管理する本件施設に関し、代表発注者を通じて又は直接に受注者に対して本契約に基づく行為を行うことができるものとする。
- 11 発注者は、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（業務の範囲）

第4条 本業務の範囲は、以下の各号に定める業務及び仕様書に定める業務とする。

- 一 管路施設維持管理業務
- 二 マンホール形式ポンプ場維持管理業務

2 受注者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、本業務を行うことができる。

（監督職員）

第5条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督職員を変更した場合も同様とする。

（現場代理人）

第6条 受注者は、本業務の現場代理人を選任し、発注者に届けなければならない。

- 2 現場代理人の職務は、以下のとおりとする。
 - 一 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
 - 二 本契約等に定められた本業務の目的及び内容を十分理解して業務にあたること。

（現場代理人等に対する措置請求）

第7条 発注者は、現場代理人又はその他の担当者等がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（委託業務の工程表等）

第8条 受注者は、本契約締結後10日以内に委託業務工程表を作成し、発注者に提出しなけ

ればならない。

- 2 受注者は契約締結の日から 10 日以内に委託業務に着手するとともに、着手届を発注者に提出しなければならない。

(履行期間)

第 9 条 本業務の履行期間は、履行開始日の 0 時より履行期間満了日の 24 時までとする。

(契約保証金)

第 10 条 受注者は、契約書の契約保証金欄に「秋田県財務規則第 178 条第 3 号（又は第 6 号）の規定により免除」と記載がある場合を除き、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。以下「前払法」という。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 10 分の 1 以上としなければならない。
- 3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 23 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の 10 分の 1 に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第 2 章 本業務の準備等

(業務計画書)

第 11 条 受注者は、本契約締結後 14 日以内に、その費用により、本契約及び仕様書に定める条件を満たす業務計画書を作成し、発注者に提出し、発注者の確認を得るものとする。

- 2 受注者は、業務計画に基づき本業務を実施するものとする。発注者が、業務計画に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めることができる。その結果、発注者が、業務計画に基づき本業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（業務計画の変更を含む）を求めることができる。
- 3 受注者が業務計画の変更を希望する場合、受注者は、変更の 10 日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、受注者は、業務準備期間中に、仕様書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(許認可の取得等)

第 12 条 受注者は、法令等に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。

2 前項に定めるもののほか、受注者は、本業務の実施に必要なその他の許認可等（行政機関及び司法機関の許認可、登録、承諾、同意、届出等をいう。）を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

第 3 章 本業務

（本業務の実施）

第 13 条 受注者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

（増加費用の負担）

第 14 条 本業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が発注者の責めに帰すべき事由による場合（本件施設について発注者が提供した資料と本件施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受注者が立証した場合であって、当該齟齬により本業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は発注者が負担する。ただし、増加費用の発生の防止について、受注者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

（改善措置請求）

第 15 条 第 16 条に定める検査等の結果、本契約等に従った本業務が実施されていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから 10 日以内に改善計画書を発注者に提出し、自らの費用負担及び責任において、発注者の確認を受けた改善計画書に従い本業務を行わなければならない。

2 発注者は、前項の期間内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、前項の規定に基づき指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は、改善計画書どおりに本業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる。

第 4 章 検査及び引渡

（検査及び引渡）

第 16 条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して委託業務完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に委託業務補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知をうけたときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引渡すものとする。

第 5 章 委託料の支払

(委託料の支払い)

- 第 17 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、それぞれが管理する本件施設に係る業務委託料の支払いを請求するものとする。ただし、令和 7 年度中に請求できる請求金額は 円を限度とし、令和 5 年度中に請求できる請求金額は 円を限度とする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から 30 日以内に支払わなければならない。ただし、令和 4 年度中にあっては 円を支払限度とし、令和 5 年度中にあっては 円を支払限度とする。残代金 円は令和 6 年度に支払うものとする。
- 3 前各項にかかわらず、仕様書で別途定める業務に係る委託料及びその支払い方法については、仕様書で定めるところによる。
- 4 発注者は、本条に定める委託料について、代表発注者を通じて受注者に支払うものとする。

(前払金)

- 第 18 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする前払法第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、当該保証証書を発注者に寄託した場合は、発注者に対して各年度の支払限度額の 10 分の 3 以内を前払金として、請求することができる。
- 2 受注者は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定する請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に支払わなければならない。
- 4 前払をした後に、設計変更等の理由により、業務委託料を増額した場合においても前払金は増額しないものとする。
- 5 設計変更等の理由により、支払限度額等が減額され支払いした前払金が減額後の支払限度額を超えるときは、受注者は、支払限度額等が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年 2.5 % の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(部分引渡し)

- 第 19 条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第 16 条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第 17 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 16 条中「委託業務」とあるのは「引渡部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、第 17 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前 2 項の規定により準用する第 17 条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第 2 号中「引渡部分に相応する業務

委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第17条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）
- 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

（著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更）

第20条 発注者又は受注者は、本契約の履行期間内で本契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残契約額（契約金額から当該請求時に支払い済みの委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残契約額（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残契約額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残契約額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残契約額及び変動後残契約額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「本契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、本契約の有効期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 4 前項の場合において、契約金額の変更額については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は発注者が受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第6章 その他の受注者の義務

（契約不適合責任）

第21条 発注者は、成果品又は修繕部分の引渡しを受けた後において、引き渡された成果品又は修繕部分（以下「成果品等」という。）が本契約等の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその成果品等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて、契約金額の減

額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果品等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(地域住民対応)

- 第22条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応(本業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。)を行わなければならない。
- 2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。
 - 3 受注者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要なとなった費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。

第7章 損害賠償

(発注者の損害賠償請求等)

- 第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第27条又は第28条の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第27条又は第28条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料か

ら既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。

- 6 第2項の場合（第28条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第10号の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第23条の2 受注者は、この契約に関して第28条の2各号のいずれかに該当するときは、成果品の引渡し前か引渡し後かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、発注者は、受注者の構成員のいずれかの者に対して賠償金の支払いを請求することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、受注者がこの契約に関して第28条の2各号のいずれかに該当することによって生じた損害の額が第1項の賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第17条第2項（第19条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第8章 契約終了

（業務移行期間）

第25条 受注者は、仕様書に定めるところに従い、業務移行期間において、本業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第26条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第28条の2の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第42条第2項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 第6条に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 第42条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第42条第2項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 本契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者が本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第30条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - (一) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - (二) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

第28条の2 発注者は、受注者が本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 二 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 三 受注者が前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起

し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

四 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 29 条 第 27 条各号又は第 28 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 27 条又は第 28 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者による解除）

第 30 条 以下に該当する場合、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 発注者が、委託料の支払いを 1 ヶ月以上遅延した場合。
 - 二 受注者の責に帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となった場合。
 - 三 第 36 条第 2 項の定めに基づく表明保証が虚偽であった場合。
 - 四 発注者が本契約に違反し、受注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から 14 日以内に違反が是正されなかった場合。
- 2 前項により本契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
- 3 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 31 条 受注者は、次号に該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 第 37 条の規定により委託業務の内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 32 条 第 30 条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 33 条 本契約が解除された場合には、発注者及び受注者の本契約に基づき履行すべき本来的な債務の履行義務は消滅する。ただし、第 19 条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第 19 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第 34 条 本契約が業務の完了前に解除された場合において、第 18 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 27 条から第 28 条の 2 の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年 2.5% の割合で計算した額の利息を付した額を、第 26 条、第 30 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 18 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 27 条から第 28 条の 2 の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年 2.5% の割合で計算した額の利息を付した額を、第 26 条、第 30 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定に従って協議して決める。

第 9 章 その他

(契約不適合責任期間等)

- 第 35 条 発注者は、引き渡された成果品等に関し、本業務に係る成果品等が引き渡された日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前 4 項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果品等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、成果品等の引渡しの際に受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品等の契約不適合が、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(表明及び保証)

第 36 条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- 一 受注者による本業務の遂行が、受注者に適用される一切の法令等に違反しないこと。
- 二 第 28 条に規定する事由が生じていないこと。
- 三 公租公課を滞納していないこと。
- 四 本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続、行政手続又はこれらに準ずる手続が、裁判所又は公的機関等（国、地方公共団体及び金融商品取引所その他の自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- 五 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。

2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- 一 発注者が受注者に交付した書面が、その重要な点においてすべて正確であること。
- 二 発注者の議会の議決その他発注者が本契約の締結に関して法令等に基づき行うべき手続きをすべて完了していること。

3 前 2 項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

（発注者による本業務の内容の変更）

第 37 条 発注者は、法令等の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更案（契約金額に関する部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を書面により提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。

2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、発注者に対し、変更案に対応する委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を書面により提出するものとする。

3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから、前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。

4 発注者が見積りを承認しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後 1 ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。）、発注者は変更案の撤回又は本契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が本契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。

5 発注者は、各年度における本契約に基づく受注者への支払額が、当該年度の発注者の予算額を超過する恐れがある場合、受注者に通知することにより、かかる超過の限度において、実施時期の変更を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受注者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を発注者に請求することはできない。

（受注者による本業務の内容の変更）

第 38 条 受注者は、本業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更案（契約金額に関する部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更

案は、両者協議の上変更できるものとする。

(不可抗力)

- 第 39 条 不可抗力により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。
- 2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。
- 3 前項に規定する本件施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの契約金額については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 4 本件施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受注者に生じた費用については、発注者の負担とする。
- 5 本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。

(法令等の変更)

- 第 40 条 法令等の変更により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は以下の通りとする。この場合、受注者は、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。
- 一 本業務に直接関係する法令等の変更の場合には、発注者の負担とする。
- 二 本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。
- 2 法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの契約金額については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
- 3 法令等の変更により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受注者に生じた費用の負担については、第 1 項各号に定めるところによるものとする。
- 4 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は、直ちに本契約を解除することができる。

(契約の変更)

- 第 41 条 第 37 条から第 40 条までに定めるもののほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

- 第 42 条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保

権を設定することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 受注者は、前項の規定により、ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を本契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第 43 条 受注者は、本業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

- 2 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、本業務の一部を請け負わせ又は委託することができる。ただし、仕様書において認められた第三者への下請け又は再委託については、発注者に対する届出をすれば足りるものとする。
- 3 前項に基づき本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受注者は当該第三者による業務の遂行につき一切の本契約に基づく責任を負担し、本契約の適用に関し当該第三者の責めに帰すべき事由は受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(通知等)

第 44 条 本契約に規定された通知、請求、指示、報告、承認、確認及び解除は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(著作権の利用等)

第 45 条 発注者が本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいい、同法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- 3 受注者は、発注者が成果品を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - 一 著作者名を表示することなく、成果品の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - 二 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - 三 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、発注者又は発注者が委託する第三者をして、成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 受注者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - 一 成果品の内容を公表すること。
 - 二 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 5 発注者は、成果品について、成果品が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の

終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第 46 条 受注者は、自ら又は著作者をして、成果品にかかる著作権の権利を発注者でない第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第 47 条 受注者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

2 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

第 48 条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する秘密情報を、第三者に対して開示しないものとする。

一 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。

二 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

三 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方から開示された情報を除く。

四 法令等により開示が義務付けられる場合において、法令等の定めに従い必要である範囲内において開示する場合。

五 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー（法令等又は契約上の秘密保持義務を負う者に限る。）に対して、必要である範囲内において開示する場合。

六 相手方が書面により承諾した場合。

七 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画及び成果品を開示する場合。

八 第 43 条第 2 項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。

2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(個人情報)

第 49 条 受注者は、本契約の履行に際し、発注者から別に配布する「秋田県情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなければならない。

2 受注者は、次に掲げる法令等（その後の改正や次に掲げる法令等に相当する事項を規定する新たに制定される法令等を含む。）を遵守し、個人情報を適正に管理しなければならない。

一 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

二 秋田県個人情報の保護に関する条例（平成 12 年秋田県条例第 138 号）

(契約締結費用の負担)

第 50 条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 51 条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、代表発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 52 条 受注者は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 53 条 本契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第 54 条 本契約に定のない事項又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

入 札 説 明 書

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

1 委託業務概要

- (1) 業 務 名 秋田県下水道管路等包括管理業務委託
- (2) 委 託 対 象 秋田湾雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設
男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村が所管する公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール形式ポンプ場
- (3) 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 対 象 数 量 管路施設点検箇所 530箇所
管路施設小破修繕 1式
マンホール形式ポンプ場保守点検 385箇所
通報初動対応・緊急対応 1式

2 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和7年3月17日（月） 午後1時30分
- (2) 場 所 秋田県庁6階 西会議室
- (3) 入札書の様式 別紙入札書の様式とする。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「業務名」を記載のうえ提出すること。
- (5) 入札書は直接提出するものとする。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の納付

入札者は、入札金額に消費税を加算した額の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、(3)のアに該当する場合は納付を免除される。

入札保証金は、令和7年3月17日（月）の入札直前に、入札職員が徴収する。入札終了後直ちに還付するが、落札者には契約締結後に還付する。

(2) 契約保証金の納付

落札者は、落札金額に消費税を加算した額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、(3)のイに該当する場合は納付を免除される。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①、②又は③の書類を令和7年3月13日（木）午後5時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約書

② 過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）。

③ 知事が定めた資格を有する者は「入札保証金免除申請書」。

イ 契約保証金についてはアの、②の書類審査の結果、免除適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除適当と認められた者。

4 その他

- (1) 入札に係る現場説明会等は実施しない。
- (2) 入札参加資格等に係るヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求め

ることがある。

- (3) 提出された入札参加資格確認申請書は返却しない。なお、入札参加資格確認申請書を無断で公表又は使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消す。
- (6) 入札参加者は、入札心得を遵守すること。

5 問い合わせ先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

入札事務に関すること 秋田県建設部下水道マネジメント推進課経理チーム

(電話018-860-2465 FAX018-860-3813)

業務内容に関すること 秋田県建設部下水道マネジメント推進課調整・広域・共同推進チーム

(電話018-860-2461 FAX018-860-3813)